

ふくしま青少年育成プラン

【事務局素案】

<H24.11.12版>

◎この事務局素案には、平成24年10月17日（水）に開催された県青少年健全育成審議会（第1回全体会）における各委員の修正意見及び庁内各部局等からの修正意見が反映されています。

平成25年4月

福 島 県

<はし書き（知事）>

ふくしま青少年育成プラン

目 次

第1章 プランの基本的な考え方	1
1 プランの策定の目的	1
2 プランの性格	1
3 プランの期間	1
4 プランの対象となる「青少年」	1
5 プランの構成	2
第2章 現状と課題	3
○青少年を取り巻く社会環境	3
1 少子化の進行	3
2 情報化社会の進展	5
3 安全・安心への関心の高まり	6
4 家庭生活の変化	7
5 雇用の不安定化	8
6 グローバル化（地球規模化）の進展	9
7 東日本大震災及びその後の原子力災害の影響	10
○福島県のデータ	12
第3章 青少年育成の施策	24
1 基本理念及び基本目標	24
2 施策体系	25
3 基本的施策	27
□ 基本目標I すべての青少年の健やかな成長の支援	
1 豊かな心と健やかな体の育成	27
2 社会の変化に対応できる力の育成	32
3 震災の経験を踏まえた青少年の社会参画・自立支援	37
□ 基本目標II 困難を有する青少年及びその家族の支援	
1 震災ストレスなど困難な状況ごとの取組	43
2 非行防止対策と立直り支援の充実	51
□ 基本目標III 青少年の健全な育成を推進するための社会環境の整備	
1 子どもをはぐくむ家庭づくりと大人の意識改革	55
2 青少年を育成する地域力の強化	58
3 社会環境の健全化	64
第4章 プランの実現に向けて	67
1 県の推進体制	67
2 プランの普及	67
3 プランの進行管理等	67
4 地域全体での取組	67
5 市町村との連携	67
6 県民運動の展開	68
7 県民一人ひとりの取組	68

第1章 プランの基本的な考え方

1 プランの策定の目的

将来の福島県を担う青少年一人ひとりが、心身ともに健やかに成長し、意欲と創造力にあふれ、いきいきと輝くことを目指して、本県の青少年健全育成施策の方向性を示すとともに、全県民を挙げて青少年の健全な育成を推進する際の指針となるよう、また、東日本大震災及びその後の原子力災害により青少年を取り巻く環境が大きく変化しており、今後の未来社会の創造に対応できるようにするために、新たな計画を策定しました。

2 プランの性格

(1) このプランは、県政運営の基本指針として策定された「福島県総合計画『新生ふくしま創造プラン（平成25年4月施行予定）』」を青少年の健全育成の面から実現することを目指した部門別計画です。

なお、青少年の健全な育成に係る県の各施策のうち、東日本大震災及びその後の原子力災害等からの復興に係るものについては、復興に係る県の取組を総合的に示す「福島県復興計画」と連携して推進していきます。

(2) 県の青少年育成関連施策の目標を明確にし、総合的な取組を推進するとともに、家庭、学校、職場、地域及び行政機関などが協力・連携して青少年の健全な育成を推進するための指針となるものです。

(3) 平成21年7月に公布された「子ども・若者育成支援推進法」第9条の「都道府県子ども・若者計画」に該当するものです。

(4) 平成22年7月に国の子ども・若者育成支援推進本部が作成した「子ども・若者ビジョン（子ども・若者育成支援推進大綱）」の基本的な理念や構成を踏まえて作成された計画です。

(5) 「第6次福島県総合教育計画」、「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）」等、県の各種計画と整合性を図った計画です。

3 プランの期間

新しい福島県総合計画と将来展望を共有しながら、平成25年度（2013年度）を初年度とし、平成32年度（2020年度）を目標年度とする8か年計画とします。

ただし、平成27年度（2015年度）及び平成28年度（2016年度）において、中間見直しを行うこととします。

4 プランの対象となる「青少年」

このプランでは、対象となる「青少年」を国の「子ども・若者ビジョン」で施策の対象としている「0歳から、おおむね29歳までの者」とします。

1
2 ただし、無職の若者（ニート※）に対する取組など、施策によっては「30歳から、
3 おおむね39歳までの者」を含みます（なお、いずれも「障がいのある者」を含みます）。
4

5 ※ 無職の若者（ニート／若年無業者）（厚生労働省定義）（詳細につきP8・17・40・41参照）
6 : 15～34歳で「非労働力人口」（「就業者」及び「完全失業者」以外の者）のうち、
7 「家事」も「通学」もしていない者（ただし、「自分の職業を家事手伝いと回答した
8 者」を除く）
9

10 なお、「完全失業者」とは、次の三つの条件をすべて満たす者を言います。
11 （総務省「労働力調査」）

- 12 ①仕事がなくて、調査期間中に少しも仕事をしなかった（就業者ではない）こと
13 ②仕事があれば、すぐに就くことができること
14 ③調査週間中に、仕事を探す活動（過去の求職活動の結果を待っている場合を含む）や、
15 事業を始める準備をしていたこと
16

17 5 プランの構成

- 18 (1) 第1章では、この計画の基本的な考え方として、策定の目的、プランの性格、期間
19 及び対象などについて記載しています。
20 (2) 第2章では、青少年を取り巻く現状を分析し、青少年の健全な育成に際しての課題
21 を明らかにしています。
22 (3) 第3章では、さまざまな青少年健全育成施策について、基本理念及び基本目標を明
23 示するとともに、そのうち県が取り組むべき施策について体系化し、具体的に推進
24 する取組を示しています。
25 (4) 第4章では、このプランの実現に向けた具体的な県の推進体制や、各推進主体の連
26 携方策などについて記載しています。
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38

第2章 現状と課題

○青少年を取り巻く社会環境

本県は、多くの先人が守り育ててきた豊かな自然や、多様な伝統文化等の特色ある地域資源に恵まれており、また、本県では、思いやりの心などの温かな県民性や、お互いを支え合う地域社会のきずなというものが、しっかりと息づいています。

このような環境の中で、本県の青少年は、スポーツや芸術文化等において全国レベルで優秀な成績を収めるなど、その旺盛なチャレンジ精神のもとで、豊かな表現力や行動力を活かし、さまざまな分野で優れた活躍をしており、県民に大きな夢と希望を与えています。

福島県の将来を担う青少年が、豊かな人間性・社会性と創造力を身につけ、自ら考え、責任ある行動ができる人間に成長していくことは、県民すべての願いです。

そのためには、まず、大人たちが青少年一人ひとりの本来持っている伸びる力を、さまざまな人々や豊かな自然及び多様な伝統文化との関わり合いの中でうまく引き出し、その可能性を広げるとともに、青少年自身も、夢の実現に向かってチャレンジする意欲や創造力、行動力を自ら養っていくことが重要です。

また、青少年の育成における家庭の果たす役割の重要性を再認識しつつ、家庭、学校、職場、地域及び行政機関等の連携を強化することにより、地域社会全体で青少年が健やかに成長できる環境づくりを進めていくことも必要です。

少子化の進行、情報化社会の進展、さらに、東日本大震災及びその後の原子力災害などの影響により青少年を取り巻く環境は大きく変化しており、全国的に非行、いじめ、不登校、虐待及びニートなど、青少年を巡る問題が一層複雑かつ多様化している点は、本県もその例外ではありません。

さまざまな要因から社会生活を円滑に営む上で困難を抱える青少年やその家族に対しては、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな対応や支援が必要となっています。

1 少子化の進行

我が国では、出生数の減少や平均寿命の延伸などにより、世界でも類のない速さで少子高齢化が進んでおり、本格的な人口減少時代がすでに到来しています。

少子化により、一人ひとりの子どもに対する教育などが充実されるとの見方もある一方で、集団遊びなどを通して切磋琢磨したり、豊かな自然体験や多様な社会経験などを通して社会性や自立心などをはぐくむ機会が減少したりするとともに、親が子どもを大切に思うあまり、過保護・過干渉になる傾向が見られます。

こうしたことから、子ども自身が自ら考え、主体的に判断し行動するという姿勢が育たず他者への依存的傾向が強い、指示待ちタイプの子どもも見受けられます。

また、現在の若い親世代の多くは、その成育過程において実生活で乳幼児に接したり、幼い弟妹の世話をしたり、大勢の年の違う子どもと接したりする機会が少なく、一般的に育児能力の形成につながる体験が少ないまま大人になってきているという現状があり、核家族化などが進行する中、親の側でも子育てなどに対する不安や負担感は大きくなっています。

【課題】

★ 自然体験、ボランティア活動、地域行事への参加及び社会参画など、青少年が、その各発達段階に応じて豊かな体験や多様な交流を持ち、自らの可能性を伸ばし、他者とともに次代の社会を担うことのできる力を養っていくことが必要となっています。

★ 子育てや家庭教育における親の側の不安や負担感が大きくなっている状況にあり、家庭、学校、職場、地域及び行政機関などが連携を強化し、青少年が健やかに成長できるよう⁴に地域社会全体で互いに支え合うことが必要となっています。

○年少（0～14歳）人口の推計

<↓ 「Data No. 01」データ差替済み>

<全 国>（単位：万人、%）

	H22 (2010)	H27 (2015)	H32 (2020)	H37 (2025)	H42 (2030)	H47 (2035)	H52 (2040)	H57 (2045)	H62 (2050)	H67 (2055)	H72 (2060)
年少(0～14歳)人口	1,684	1,583	1,457	1,324	1,204	1,129	1,073	1,012	939	861	791
総人口に占める割合	13.1	12.5	11.7	11.0	10.3	10.1	10.0	9.9	9.7	9.4	9.1

(国立社会保障・人口問題研究所：日本の将来推計人口（平成24年1月／出生中位・死亡中位））

<福島県／シナリオA>（単位：千人、%）

以下の条件を前提とした「最良のシナリオ」です。

- ①平成25（2013）年4月以降、原子力災害を原因とする人口流出は抑制される。
- ②平成23（2011）年3月～平成25（2013）年4月の間に、原子力災害を原因として県外に住民票を移転した人口は、平成25（2013）年4月以降、全員県内に戻ってくる。
- ③平成25（2013）年4月以降、就職などを原因とする人口流出（転出入超過数）は、様々な産業振興策などの効果により半減する。
- ④平成25（2013）年4月以降、出生数は緩やかな減少傾向となる。

(各年10月の人口／H24年値以降分は県試算値)

	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H32 (2020)	H37 (2025)	H42 (2030)	H47 (2035)	H52 (2040)
年少(0～14歳)人口	277	264	253	247	245	243	235	221	205	192	180
総人口に占める割合	13.61	13.22	12.87	12.68	12.61	12.57	12.42	12.17	11.83	11.61	11.55

<福島県／シナリオB>（単位：千人、%）

以下の条件を前提とした「最悪のシナリオ」です。

- ①今後も長期間、原子力災害を原因とする人口流出が継続する。
- ②平成23（2011）年3月～平成25（2013）年4月の間に、原子力災害を原因として県外に住民票を移転した人口は、平成25（2013）年4月以降、一人も県内に戻ってこない。また、県内に住民票を残したまま県外避難をした被災者は、全員県外に住民票を移転させる。
- ③就職などを原因とする人口流出（転出入超過数）は、従前どおり。※

※平成17（2005）年度から平成21（2009）年度までの平均

- ④平成25（2013）年4月以降、出生数は減少傾向となる。

(各年10月の人口／H24年値以降分は県試算値)

	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H32 (2020)	H37 (2025)	H42 (2030)	H47 (2035)	H52 (2040)
年少(0～14歳)人口	277	264	253	243	235	227	187	152	129	116	105
総人口に占める割合	13.61	13.22	12.87	12.53	12.29	12.03	10.75	9.42	8.70	8.56	8.51

(以上、福島県総合計画（改定中間整理案／H24年8月29日版）における推計人口)

2 情報化社会の進展

情報通信技術の進歩は、インターネットなどのメディアを通じ、世界中の人たちとの情報交換を可能にするなど、地域間格差の解消や生活の利便性の向上に大きく寄与しています。

また、携帯電話などの情報通信端末は、青少年による利用も急速に進んでおり、さまざまな情報を取得したり、自分の意見を広く発信したりできるようにするなど、新たなコミュニケーションツールとして利用されています。

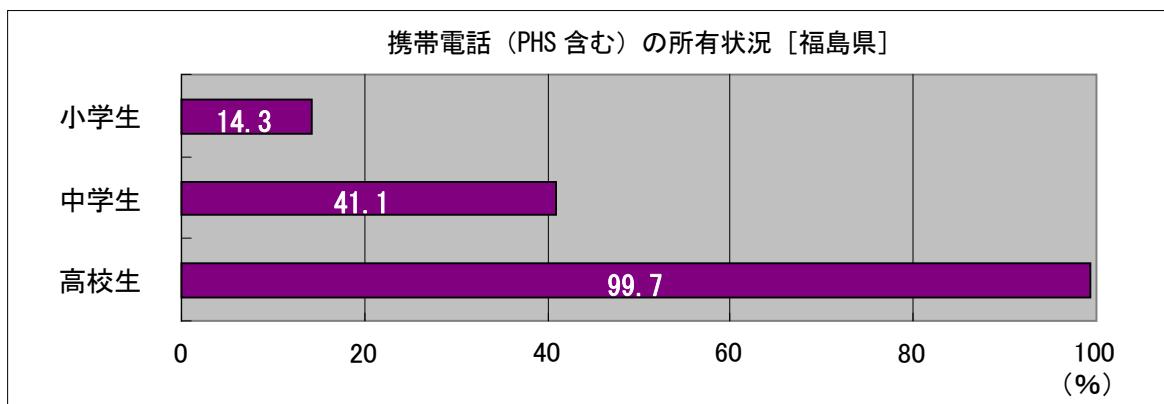
他方で、コミュニケーションの多くを電子メールやインターネットサイトに頼る青少年が増えており、このような情報メディアへの過度の依存は、青少年の人格形成に必要な実体験の機会を少なくし、コミュニケーション能力や対人関係をつくる力を低下させることが懸念されています。

また、インターネット上には、違法・有害な情報も氾濫しており、青少年の問題行動を助長する要因ともなっています。

特に、青少年による携帯電話などの利用については、大人の目が届きにくいことから、青少年がインターネット上のいじめや児童買春などに巻き込まれることが懸念されています。

【課題】

- ★ これから的情報化社会においては、青少年自身が必要な情報を的確に取捨選択し、利活用する能力（情報リテラシー）を養い、最低限、氾濫する情報に振り回されがないように情報メディアを利用するとともに、さらに一歩進んで、情報メディアを適切に使いこなし（活用し）、生活に役立てていくことが求められます。
- ★ また、保護者の側も、インターネット上で違法・有害な情報が氾濫していることや、いじめ等さまざまな問題が生じていることを認識し、自らの教育方針や子どもの発達段階に応じ、その利用状況を適切に把握するとともに、フィルタリング¹の利用その他の方法により、子どもによるインターネットの利用を適切に管理することが必要となります。



（平成23年2月福島県警察本部少年課調査）

<↑「Data No. 02」データ差替済み>

¹ フィルタリング：利用者の意思によって、インターネット上の青少年にとって有害なウェブ情報へのアクセスを自動的に遮断することができる技術的手段のことで、有害サイトブロック、ウェブフィルタリングなどとも呼ばれています。また、携帯電話ではアクセス制限サービスなどと呼ばれています。

3 安全・安心への関心の高まり

日々安全で安心に過ごせる社会であることは、すべての人の願いであり、青少年がこうした環境のなかで健やかに成長できるようにすることは大人の大切な役割です。

しかし、社会生活における地域住民の規範意識や子どもの安全を見守る地域の力の低下などを背景に、青少年が身近な生活の場で犯罪や交通事故などに遭うことも少なくありません。

また、インターネットを通じた商品の売買などにおいて青少年がトラブルに巻き込まれる事例もあとをたちません。

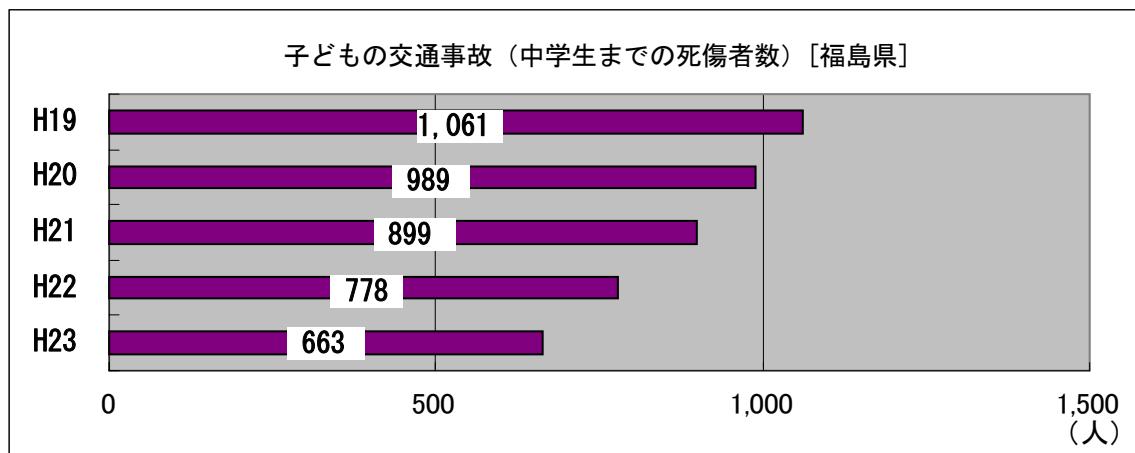
さらに、青少年が被害者となる場合だけでなく、青少年が加害者となる重大な事件も発生しています。

これらの背景として、家族や周囲とのコミュニケーションの欠如、周囲からの孤立化など、様々な原因が指摘されています。

【課題】

- ★ 家庭や学校をはじめとする地域の人たちが、「地域の子どもは地域で守る」という意識を持ち、地域全体で一体となって青少年の安全を守る取組を進めていくとともに、青少年が積極的に人や社会とかかわっていくよう支援することが必要です。
- ★ また、青少年自身においても、さまざまなトラブルから自分自身を守る力を養っていくことが必要です。

<↓「Data No. 03」データ差替済み>



(福島県警察本部調査)

4 家庭生活の変化

家庭は、子どもが食事やあいさつなどの基本的な生活習慣や命の大切さ、他者への思いやりなどの基本的倫理観を身につける上で、最も大切な役割を担っています。

しかし、テレビ、ゲーム及びパソコンなどの普及により、子どもが自室などで一人で過ごす時間が増えるとともに、親の長時間労働などから、親子が家庭で一緒に過ごす時間が減少しており、親子間のコミュニケーションが不足してきています。

また、娯楽・サービス施設の深夜営業など社会の夜型化が進む中、家庭生活も夜型化しており、このことは睡眠時間の減少や朝食や夕食の欠如などの基本的な生活習慣の乱れを引き起こす原因にもなっています。

【課題】

- ★ 食事やあいさつなどの基本的な生活習慣は、豊かな心と健やかな体をはぐくむ基礎となるものであり、幼児期から家庭でしっかりと子どもに身につけさせることが必要です。
- ★ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を社会全体で推進するなど、親などが子どもとふれあいやすい環境づくりを進めていく必要があります。
- ★ また、大人の側も、自分のものの考え方や行動、社会の風潮などが青少年の成長過程に大きく影響していることを認識し、自分自身が、青少年の身近な手本となっていくことが必要です。

○朝食の摂取状況 [福島県] (単位: %)

<↓ 「Data No. 04 (=15)」データ差替済み>

	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援	全 体
平成21年度	97.6	98.2	95.0	88.5	95.9	95.4
平成22年度	98.7	98.4	96.0	90.8	96.7	96.3
平成23年度	98.2	98.4	96.4	90.5	95.7	96.3

※ 各年度11月の任意の1週間において「(期間中) 毎日朝食を食べた」と回答した児童生徒の割合

(福島県教育委員会:「朝食摂取率100%週間運動」実施結果)

○朝食の摂取状況 (参考) [全 国] (単位: %)

<↓ 「Data No. 04 (=15)」データ差替済み>

	小学校6年生	中学校3年生
平成19年度	95.2	91.7
平成20年度	95.4	92.0
平成21年度	96.0	92.5
平成22年度	96.4	93.2

※「朝食を毎日食べていますか」との質問に対して、「している」又は「どちらかといえば、している」と回答した児童生徒の割合

(文部科学省:全国学力・学習状況調査(平成22年度))

5 雇用の不安定化

経済のグローバル化（地球規模化）が進展し、派遣労働やパートタイム労働が急速に拡大するなど雇用形態の多様化・流動化が進む中、平成20年の米国発の金融危機を契機とする世界的な経済不況の影響を受け、我が国の経済・雇用環境は急速に悪化し、若者の雇用情勢は厳しい状況にあります。

非正規雇用等の不安定な就労環境などから、若者が将来の展望を描きにくい状況となっています。

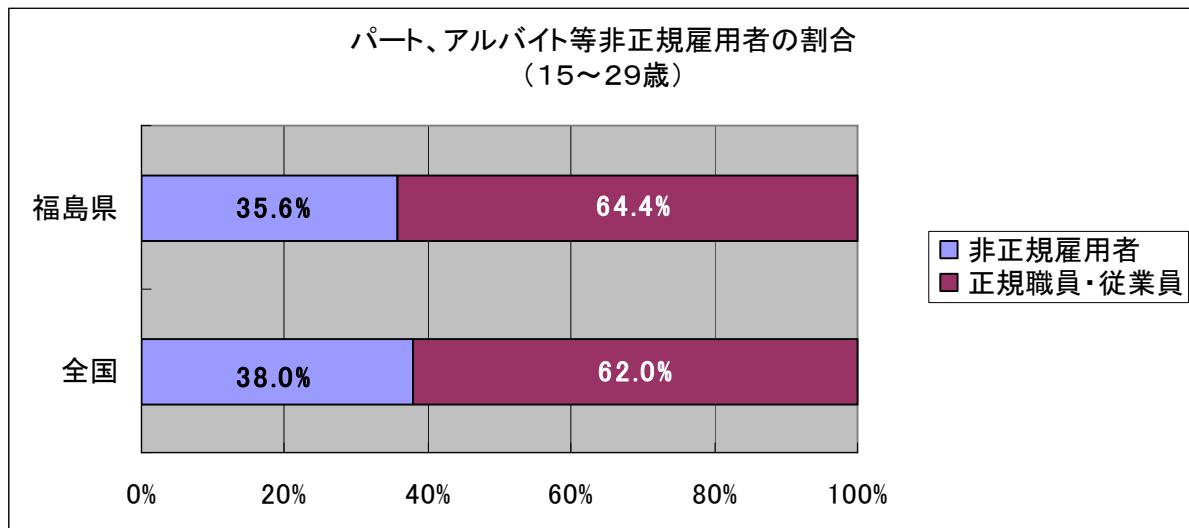
このような中で、若者の社会的・経済的な自立の遅れが問題となっており、就職後早期に離職する若者が増加し、無職の若者（ニート→P2・17・40・41 参照）もあとをたちません。

このような状況は、少子化による労働力不足が懸念される中、本人の個人的な問題にとどまらず、将来的には社会全体に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

また、次代の社会の担い手である青少年には、直接的な社会体験が不足しているため、実社会での体験などを通して社会観・職業観を養っていくことが必要です。

【課題】

- ★ ボランティア活動など、さまざまな機会を通して実社会との関わり合いを豊かにしていくとともに、学校等におけるキャリア教育²などの一層の充実を図ることが必要です。
- ★ 高度化する社会に対応した質の高い産業人材の育成及び雇用・就業機会の新たな創出が必要です。
- ★ 何らかの理由で就労が困難な若者に対しては、一人ひとりの状況に応じた相談支援や、社会体験及び職業能力の開発支援などの機会を充実させていくことが必要です。



(総務省：就業構造基本調査（平成19年）) <↑「Data No.05」データ差替不能> ※次回H25.7調査結果公表予定

² キャリア教育：子どもたちが「生きる力」を身に付け、明確な目的意識を持って日々の学業生活に取り組む姿勢や、激しい社会の変化に対応し、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力及びしっかりと勤労観、職業観などを身に付け、それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟にかつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくことができるようすることを目的とした各種の教育のことをいいます。

6 グローバル化（地球規模化）の進展

交通ネットワークや情報通信技術の進展により、国境を越えた人や物、情報などの交流が一層活発になっています。

他方で、地球温暖化・環境汚染の問題や人口増加問題など地球規模で取り組む必要のある課題が明らかになるなど国際的な相互依存関係が強まっています。

このような中で、スポーツや文化、あるいはボランティアなどのさまざまな分野で世界を舞台にして自らの可能性に挑戦する多くの青少年がいます。

これからの中では、さまざまな面で国際標準での競争が求められるとともに、同じ地球に住むもの同士、互いに協調・共生していくことが大切です。

【課題】

★ グローバル化（地球規模化）が一層進展する中で、青少年には、地球市民としての意識と国際的な広い視野を持ち、文化や価値観などの「違い」を受け入れ、互いに尊重するとともに、価値観の異なる人々とともに生きることができる寛容さやしなやかな感性を身につけることが必要です。

また、自分の住む地域や日本を知ることなどにより、しっかりととした「自己」を確立していくことが必要です。

7 東日本大震災及びその後の原子力災害の影響

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震、これに伴い発生した津波、並びに、その後の余震により引き起こされた大規模な災害（このプランにおいて「東日本大震災」と呼びます）において、みずから生命や身体の危機に瀕するとともに、両親などの家族、友人その他身近な人を失うなどにより、心に深い傷を負った青少年や、その後の原子力災害により、目に見えない放射線や見通しの立たない将来への大きな不安を抱えている青少年が、多数発生しています。※

また、原子力災害に起因するいわれのない差別や偏見、いじめ、人や物の受入拒否などにより、さらに精神的に追い打ちをかけられている青少年も多数存在します。

加えて、この震災により、両親や親戚等の保護者を失った震災孤児や、親と死別した震災遺児も発生しています。

これらの青少年を十分にサポートするためには、長期的な視野に立って一元的かつ総合的に心のケアを図る施策が必要となります。

他方、この大震災を契機として、地域ひいては全国規模で「震災復興に向けての強い絆」が生まれ、地域の社会やコミュニティの重要性が再認識されるとともに、若い世代を中心にボランティア活動の気運が高まっていることから、青少年が地域の社会活動に参加しやすい環境づくりが求められています。

このため、「新生ふくしまの担い手」である青少年の側からの主体的かつ能動的な社会参画活動を支援する施策が必要となります。

【課題】

★東日本大震災及びその後の原子力災害により、心に深い傷を負った青少年に対しては、長期的な「心のケア」を図る施策が必要となります。

★原子力災害に起因するいわれのない差別や偏見などの解消を図るために、「客観的な安全性の評価」と「個々人の主観的な安心感」が必ずしも一致しないということを踏まえつつも、なお、住民や消費者の「安全性の理解」と「安心感の醸成」につなげていくために、住民や消費者自身が、放射線に関する正しい知識を身につけていくことが必要となります。

★「新生ふくしまの担い手（主役）」である青少年が、主体的かつ能動的な社会参加・参画活動を行えるようにするために、これを支援促進する各種の施策が必要となります。

※（参考）福島第一原発の事故による子どもの心身への影響を調べた「子どもストレス調査」の結果では、以下の点が指摘されています。

①原発事故後、福島市で抑うつ状態を示す子どもの割合が、増加する傾向にある。

②その理由として、原発事故により外で遊べないなどの抑制された状態が長く続いた点が考えられる

③子どものストレスは、年齢が低いほど強い。すなわち、幼稚園児・保育園児のストレス反応がもっとも強く、小学校低学年、高学年となるに従い弱まる。

- ④ストレスの中心は、「不安・退行・イライラ・集中困難」などのフラストレーション反応及び
条件性の恐怖である。 1
2
3
4
- ⑤「うつ」は、現段階では比較的弱い。 5
- ⑥福島の子どもたちの心の問題として、ストレスの全体量は変わらないが、その質が変化してい
る。すなわち、福島は、地震・津波とは異なる原発事故という問題（これによるフラストレー
ションや条件性恐怖の問題）を抱えているため、他の被災地域の子どもたちとは異なる心のケ
アが必要となる。 6
7
8
9
10
- 【子どもストレス調査】** 11
- ここでは、福島大学共生システム理工学類の筒井雄二教授（実験心理学）らが、平成23年
6月中旬から同年7月下旬にかけて、福島市又は郡山市の小学校に通学している児童1,210名
及び福島市又は郡山市の幼稚園・保育園に通園している園児660名を対象として実施した調査
(報告：多重災害ストレスが児童期及び幼児期の精神的健康に及ぼす影響)などを指します。 12
13
14
15

○福島県のデータ

1 年少人口

平成24年4月1日現在の15歳未満の年少人口は256,908人で、東日本大震災とその後の原子力災害の影響もあり、平成21年からのわずか3年間で約3万人も減少しています。また、29歳までの年齢区分で比較してみると約6万3千人減少しています。

○年少人口（0歳～14歳）〔福島県〕（単位：人、%） <↓「Data No. 06」データ差替済み>

	H21.4.1現在	H24.4.1現在	差
0～14歳人口	287,059	256,908	30,151（減少）
総人口に占める割合	14.0%	13.1%	0.9ポイント（減少）

(福島県現住人口調査)

○青少年の数（0歳～29歳）〔福島県〕（単位：人、%） <↓「Data No. 07」データ差替済み>

	H21.4.1現在	H24.4.1現在	差
0～29歳人口	596,205	533,315	62,890（減少）
総人口に占める割合	29.2%	27.1%	2.1ポイント（減少）

(福島県現住人口調査)

県内の年少人口は、昭和25年以降は出生数の減少傾向などを反映して減少を続けておりますが、今般の東日本大震災等の影響も考えると、このような傾向は今後長期間にわたって続くものと予測されます。（P4参照）

○年少人口の推計〔福島県〕（単位：千人、%） <↓「Data No. 08」データ差替済み>

	H23	H27	H32	H37	H42	H47	H52
年少(0～14歳)人口	264	243	235	221	205	192	180
総人口に占める割合	13.22	12.57	12.42	12.17	11.83	11.61	11.55

(福島県総合計画（改定中間整理案/H24年8月29日版）「シナリオA」における推計人口)

2 世帯の状況

一般世帯の平均人員は減少傾向にあり、18歳未満の世帯員（主に「子ども」）のいる世帯の5割以上が、核家族・共働きの世帯となっており、これは一般世帯全体の割合より高くなっています。

また、母子家庭が増加しています。

<↓「Data No. 09」データ差替済み>

「18歳未満の世帯員のいる一般世帯」のうち「18歳未満の子どものいる核家族世帯」の割合〔福島県〕



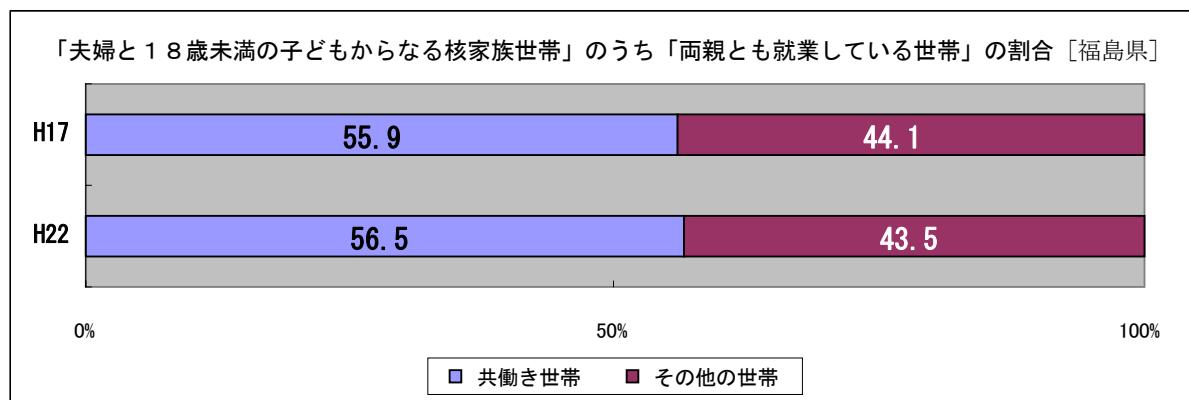
0%

50%

100%

■ 核家族世帯 ■ その他の世帯

(総務省：国勢調査報告)

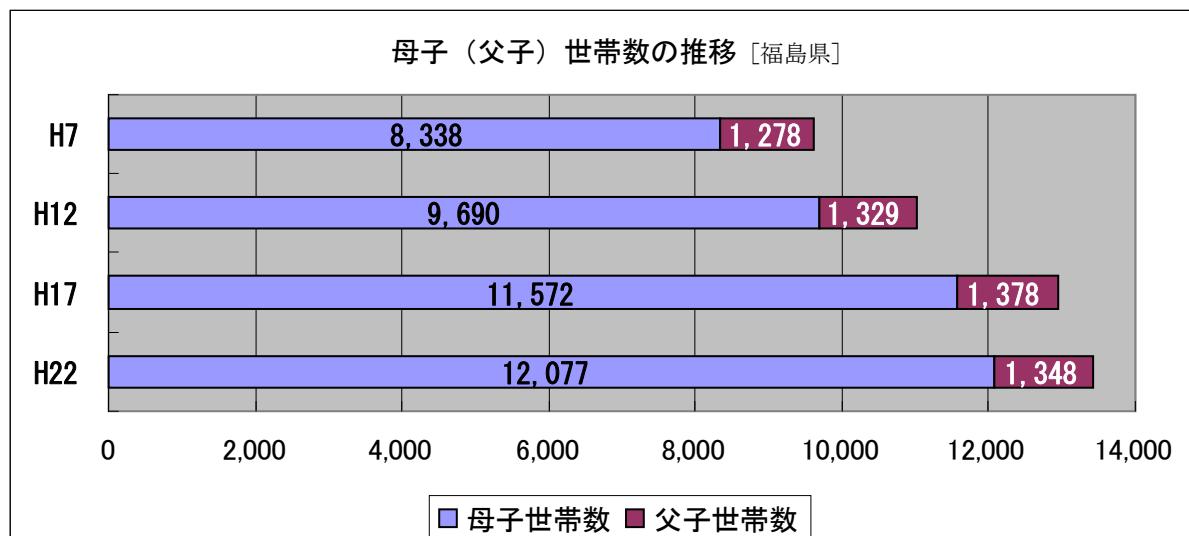


<↑「Data No. 10」データ差替済み>

○一般世帯の状況（対「一般世帯」全体）（単位：人、%） <↓「Data No. 11」データ差替済み>

	一般世帯の平均人員（人）		核家族世帯割合（%）		共働き世帯割合（%）	
	本県	全国	本県	全国	本県	全国
2005年(H17)	2.91	2.55	52.33	57.87	33.14	26.57
2010年(H22)	2.76	2.42	52.52	56.34	(新値未判明)	(新値未判明)

(総務省：社会生活統計指標)

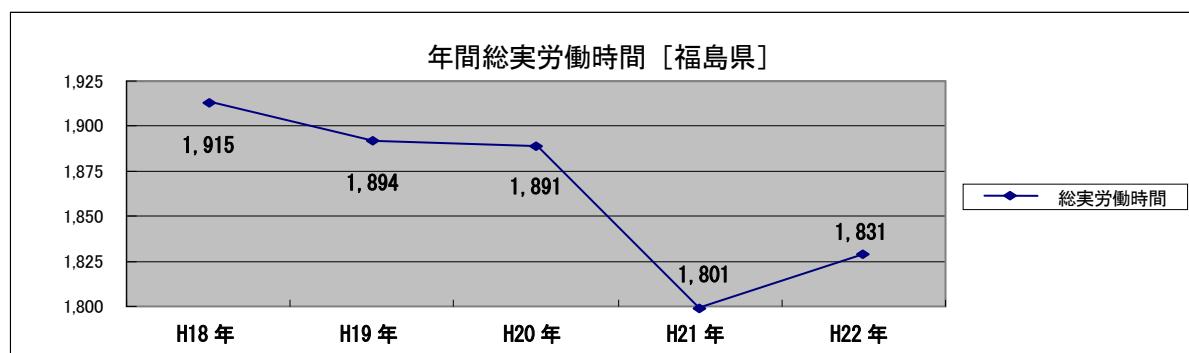


<↑「Data No. 12」データ差替済み>

3 労働時間

<↓「Data No. 13」データ差替済み>

平成22年の労働者の年間総実労働時間は1,831時間で、平成18年と比べると84時間減少していますが、全国の1,754時間より77時間長くなっています。



(厚生労働省：毎月勤労統計調査（地方調査）)

なお、平成19年就業構造基本調査（総務省：全国値）では、週間就業時間は短時間就業と長時間就業に二極化する傾向にあるとともに、満25歳から44歳までの正規雇用の男性の2割以上が1週間に60時間以上就業しているとの結果が見られます。

4 就寝時間等

社会全体の傾向として生活時間が深夜にまで及んできており、就寝時刻の遅い子どもたちも少なくありません。

また、食生活に関しては、朝食や夕食の欠如や孤食などの問題が見られます。

○就寝時間（参考）〔全 国〕（単位：%） <↓「Data No. 14」データ差替済み>

	H 19年度	H 20年度	H 21年度	H 22年度
小学校6年生	71.9	72.7	75.1	75.4

※「毎日、同じくらいの時刻に寝ていますか」との質問に対して、「している」又は「どちらかといえば、している」と回答した児童生徒の割合

(文部科学省：全国学力・学習状況調査（平成22年度）)

○朝食の摂取状況〔福島県〕（単位：%） <↓「Data No. 15 (=04)」データ差替済み>

	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援	全 体
平成21年度	97.6	98.2	95.0	88.5	95.9	95.4
平成22年度	98.7	98.4	96.0	90.8	96.7	96.3
平成23年度	98.2	98.4	96.4	90.5	95.7	96.3

※各年度11月の任意の1週間において「(期間中)毎日朝食を食べた」と回答した児童生徒の割合

(福島県教育委員会：「朝食摂取率100%週間運動」実施結果)

○食事（夕食）の形態（参考）〔全 国〕（単位：%） <↓「Data No. 16」データ差替済み>

	H 19年度	H 20年度	H 21年度	H 22年度
小学校6年生	87.7	88.0	88.9	89.5

※「家人の人と普段（月～金曜日）、夕食と一緒に食べていますか」との質問に対して、「している」又は「どちらかといえば、している」と回答した児童生徒の割合

(文部科学省：全国学力・学習状況調査（平成22年度）)

5 地域の養育力

<↓「Data No. 43・44（県政世論調査）」データ差替済み>

都市化などの進行から地域における養育力の低下が懸念されていますが、平成24年度県政世論調査によると「地域の養育力は低下している」との回答は61.3%でした。なお、「変わらない」は19.0%、「向上している」は2.9%となっています。

また、子どもを健やかにはぐくむために、地域で特に力をいれるべきこととして「礼儀やしつけを教える（66.4%）」、「異なる年齢の人たちとの交流（37.9%）」、「子どもの安全を確保するための活動（33.5%）」及び「自然とふれあう機会や体験（32.3%）」などの意見を挙げる県民が多くなっています。（P21～「県政世論調査（平成24年度）結果」参照）

6 青少年活動

県内各地域でさまざまな青少年活動が行われていますが、少子化の進行などもあり、全体的に少年団体の数は減少傾向に、青年団体の数は増加傾向にあります。

また、社会生活基本調査（平成23年）における本県の青少年のボランティア活動体験率は20.1%であり、前回調査（平成18年）より0.1ポイント減少しており、全国平均（21.5%）より1.4ポイント低くなっています。

○少年団体の状況〔福島県〕（単位：〔上段〕団体数、〔下段〕団員数（人））
↓「Data No. 17」データ差替済み

	子供会	ボーイ スカウト	ガール スカウト	スポーツ 少年団	青少年 赤十字	緑の 少年団	少年消防 クラブ	その他	合計
H20	2,797 94,229	38 1,363	20 444	1,452 34,439	414 101,776	100 6,301	134 9,250	64 2,028	5,019 249,830
H23	1,319 62,658	33 1,244	15 316	1,332 39,897	754 160,405	112 6,546	145 9,960	71 2,519	3,777 283,290

（県社会教育課調査）

○青年団体の状況〔福島県〕（単位：団体数、会員数（人））
↓「Data No. 18」データ差替済み

団体 数	地域青年団				その他青年団体		合計	
	年齢別会員数				団体数	会員数	団体数	会員数
	15~24歳	25歳～	年齢不詳	合計				
H20	81	196	577	227	1,000	108	30,669	189
H23	105	(不明)	(不明)	(不明)	29,104	193	4,598	298

（県社会教育課調査）

○青少年（15～24歳）のボランティア活動体験率（単位：%）

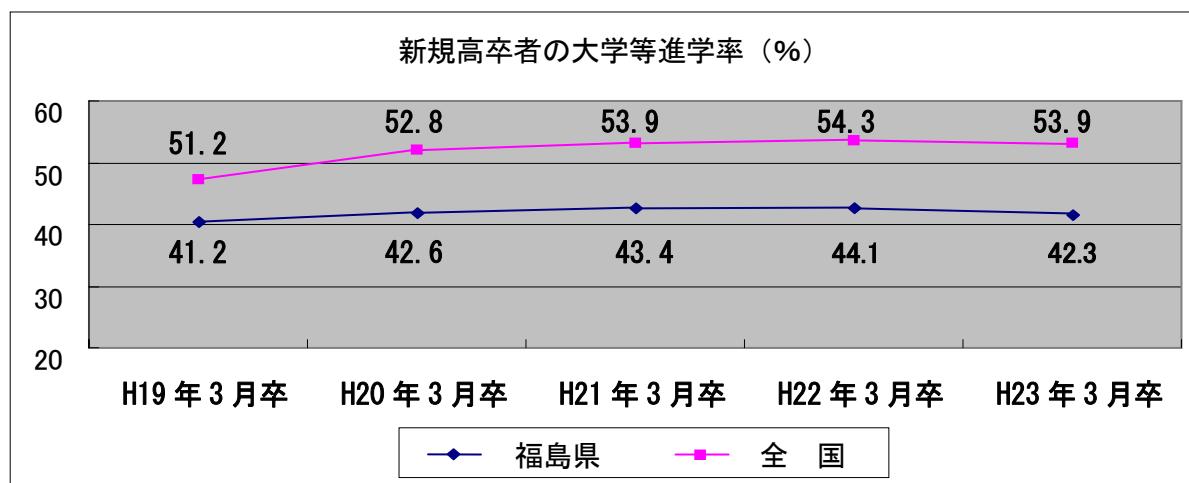
	H13	H18	H23
本県	19.0	20.2	20.1
全国	21.7	20.7	21.5

（総務省：社会生活基本調査）
↑「Data No. 19」データ差替済み

7 大学等進学率

本県の大学等進学率は、平成22年3月卒業の新規高卒者（44.1%）までは毎年上昇していましたが、平成23年3月卒業の新規高卒者（42.3%）では、1.8ポイントの減少となり、全国平均との差は、平成19年の10.0ポイントから11.6ポイントに広がっています。

↓「Data No. 20」データ差替済み



（文部科学省：学校基本調査）

8 青少年の就労状況

(1) 就業者数等

就業構造基本調査によれば、本県の15歳から29歳までの約半数は有業者と推計され、また、役員を除く雇用者のうち3人に1人以上がいわゆる非正規雇用と推計されています。さらに、性別による賃金の格差が見られます。

○有業者の推計人口〔福島県〕(単位:千人、%)

年齢	15~19歳		20~24歳		25~29歳		合計	
業の有無	有業者	無業者	有業者	無業者	有業者	無業者	有業者	無業者
人口	16.4	98.0	66.6	31.2	93.5	19.7	176.5	148.9
比率	14.3	85.7	68.1	31.9	82.6	17.4	54.2	45.8

(総務省:就業構造基本調査(平成19年)) <↑「Data No. 21」データ差替不能> ※次回H25.7調査結果公表予定

○15歳から29歳のパート、アルバイト等非正規雇用者数(単位:人、%)※(b)は役員を除く

	非正規雇用者(a)	正規職員・従業員(b)	(a)/(a+b)
本県	61,200	110,500	35.6%
全国	4,517,400	7,364,500	38.0%

(総務省:就業構造基本調査(平成19年)) <↑「Data No. 22」データ差替不能> ※次回H25.7調査結果公表予定

○学歴別初任給(単位:千円)※「H23年値」につき「参考表」未公表(公表時期不明)

	男女計		男		女	
	大学卒	高校卒	大学卒	高校卒	大学卒	高校卒
本県	200.6	144.5	201.5	149.8	199.0	136.5
全国	197.4	157.8	200.3	160.7	193.5	153.2

(厚生労働省:賃金構造基本統計調査(平成22年)) <↑「Data No. 23」データ差替済み>

(2) 就労状況

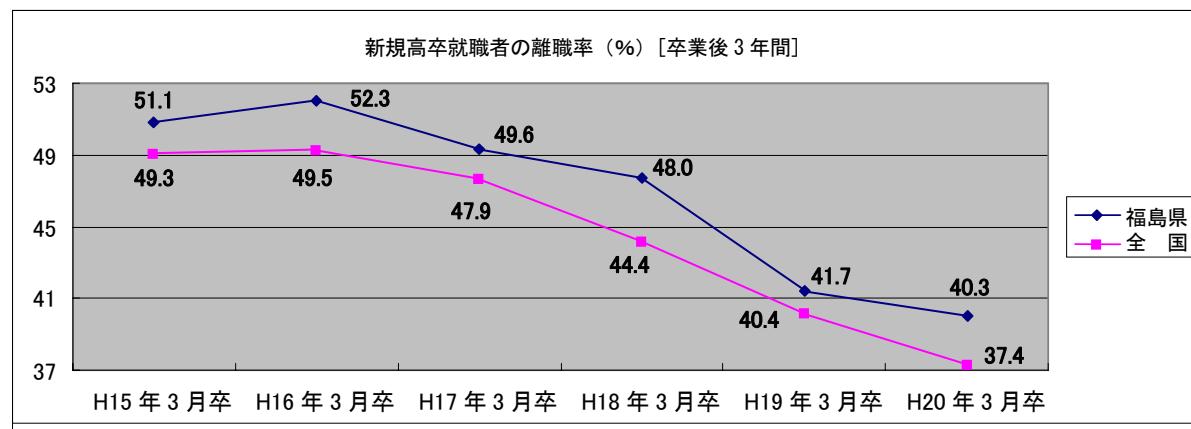
新規高校卒業者の就職内定率は、平成23年3月卒業者について、東日本大震災の影響等により一時的に下落していますが、その翌年は、ほぼもとのレベルにまで回復しています。

また、新規高校卒業者の離職率は、平成16年以降は減少傾向にありますが、なお全国平均を上回っており、平成20年には卒業後3年以内に約4割の者が離職しています。

○新規高卒者の就職内定率(各年3月末調査)〔福島県〕(単位:%) <↓「Data No. 24」データ差替済み>

	H18.3卒	H19.3卒	H20.3卒	H21.3卒	H22.3卒	H23.3卒	H24.3卒
就職内定率	98.7	98.9	99.0	96.7	95.5	93.1	97.3

(私学・法人課及び高校教育課調査) H23年3月卒業者分については、一部回答不能校あり。



(厚生労働省 職業安定局 若年者雇用対策室 データ) <↑「Data No. 25」データ差替済み>

9 無職の若者（ニート）

労働力調査によると全国の無職の若者（ニート）³（15歳から34歳）は、平成22年で60万人となっており、本県の無職の若者（ニート）は、同調査を基にすると平成22年で8千5百人程度と推計⁴されます。（ニート→P2・8・40・41参照）

○無職の若者（ニート）数（単位：人） <↓「Data No. 26」データ差替済み>

	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年
福島県	約8,800 ～9,500	約8,500 ～9,200	約8,500 ～9,200	約8,700 ～9,500	約8,500 ～9,200	約8,100 ～8,800
全 国	640,000	620,000	620,000	640,000	630,000	600,000

（総務省：労働力調査 ※）

※「全国値」については、総務省「労働力調査」における「非労働力人口」のうち、「家事」も「通学」もしていない者（「その他」の者）の合計を使用しています。（「無職の若者（ニート／若年無業者）」の定義については、P2参照）

「福島県値」については、この「全国値」について、総務省「国勢調査」における福島県の人口（平成17年から19年分については平成17年の人口、又、平成20年から22年分については平成22年の人口）を参考に、各年按分して推計しています。

10 学校に係る諸問題

(1)いじめ

本県における「いじめ」の千人当たりの認知件数は全国平均を大きく下回っていますが、「いじめ」は人権に関することがらであり、その対策は極めて重要な課題です。

○「いじめ」の認知件数（国公私立の小・中・高等・特別支援学校） <↓「Data No. 27」データ差替済み>

	本 県	全 国	千人当たりの認知件数	
			本 県	全 国
H17年度	37	20,143	0.1	1.5
H18年度 ※	741	124,898	2.8	8.7
H19年度	455	101,097	1.8	7.1
H20年度	299	84,648	1.2	6.0
H21年度	183	72,778	0.7	5.1
H22年度	232	77,630	1.0	5.5
H23年度	175	70,231	0.8	5.0

（文部科学省：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査）

※平成18年度調査から「いじめ」の定義が「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」に変更されたため、件数が急増している。

○「いじめ」による検挙・補導状況〔福島県〕

<↓「Data No. 28」データ差替済み>

	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年
件 数	6	1	0	0	1	0	1
人 員	22	2	0	0	2	0	3

（福島県警察：少年の非行）

³ 無職の若者（ニート／若年無業者）：この調査では、15歳から34歳の非労働力人口（調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人）のうち家事も通学もしていない人のことです（P2参照）

⁴ 福島県値の推計方法は、全国値を総務省「国勢調査」の人口を参考に按分して求めています。

1 (2) 不登校、中途退学

2 本県においては不登校の千人当たりの出現数は全国平均を大きく下回っていますが、いわゆる
3 「中1ギャップ」などの問題が指摘されています。

4 「中1ギャップ」とは、小学校6年生から中学校1年生に進学する際に、学習や生活の変化
5 になじめずに不登校などの学校不適応の状態を示す生徒が増える現象のことです。

6 平成23年度の高等学校における中途退学率は1.0%（退学者数603人）で、全国で
7 一番低い状態が続いています。

8 ○不登校の児童生徒数（国公私立の小中学校）

9 <↓「Data No. 29」データ差替済み>

	本 県 (人)	全 国 (人)	千人当たりの出現数（人）	
			本 県	全 国
H18年度	1,902	126,894	9.9	11.8
H19年度	1,863	129,255	9.8	12.0
H20年度	1,746	126,805	9.4	11.8
H21年度	1,698	122,432	9.3	11.5
H22年度	1,575	119,891	8.8	11.3
H23年度	1,491	117,458	8.9	11.2

17 ○中途退学者数と中途退学率（国公私立 高等学校の全日制・定時制）

18 <↓「Data No. 30」データ差替済み>

	中途退学者（人）		中途退学率（%）	
	本 県	全 国	本 県	全 国
H18年度	944	77,027	1.4	2.2
H19年度	877	72,854	1.4	2.1
H20年度	793	66,243	1.3	2.0
H21年度	704	56,947	1.1	1.7
H22年度	605	55,415	1.0	1.6
H23年度	603	53,937	1.0	1.6

26 (以上、文部科学省：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査)

27 11 青少年の安全と問題行動

28 (1) 交通事故

30 本県における中学生までの交通事故は、年々少なくなっていますが、負傷者数はいぜんとして高い水準にあります。

32 また、高校生では、自転車による出会い頭の事故が多くなっています。

33 ○中学生までの交通事故〔福島県〕（単位：人）

34 <↓「Data No. 31～33」データ差替済み>

	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年
死者数	7	5	1	0	2	2	3	2
傷者数	1,414	1,262	1,078	1,061	987	897	775	661

37 ○高校生の被害事故の状況（単位：人）

38 ○高校生の「状態別」死傷者数（平成23年）〔福島県〕（単位：人）

	H22年	H23年
死者数	1	1
傷者数	527	467

	自転車	四輪車	歩行中	二輪車	その他
死者数	0	0	0	1	0
傷者数	339	92	30	6	0

41 (以上、福島県警察本部調査)

(2) 犯罪や虐待などによる被害

①少年の福祉を害する犯罪

「少年の福祉を害する犯罪」については、近年、検挙件数等が増減していますが、平成23年においては、県青少年健全育成条例違反（深夜の連れ出し行為など）が全体の約7割を、また、児童買春・児童ポルノ禁止法違反が全体の約2割を占めています。

○少年の福祉を害する犯罪〔福島県〕(単位：件数、人) <↓「Data No. 34」データ差替済み>

	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年
件 数	82	88	129	114	154	129	170	154
被害者数	90	71	79	93	164	127	150	112

(福島県警察：少年非行の概況)

②児童虐待

平成23年度に、児童相談所で受け付けた児童虐待の相談件数は262件で、6年連続して200件を超えており、身体的虐待やネグレクト⁵に関する相談が多くなっています。

○児童相談所における虐待相談受付件数〔福島県〕 <↓「Data No. 35」データ差替済み>

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
相談件数	185	160	245	271	237	203	235	262

(福島県青少年行政事業計画)

③ドメスティック・バイオレンス

ドメスティック・バイオレンス⁶の相談受付件数は、平成20年度をピークに減少傾向にありますが、なお、暴力行為を目撃することで子どもが心理的外傷を受けることや、思春期や青年期にある若い恋愛間での暴力（デートDV）などが懸念されています。

○ドメスティック・バイオレンス相談受付件数〔福島県〕 <↓「Data No. 35-2」データ差替済み>

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
相談件数	1,195	1,086	1,415	1,606	1,709	1,675	1,507	1,361

(県児童家庭課調査)

(3) 携帯電話の利用状況等

平成23年2月に県警察本部少年課が実施した「青少年インターネット利用環境実態調査」によると、本県の児童生徒の携帯電話所有状況は、小学生41.3%、中学生41.1%、高校生99.7%となっており、また、携帯電話のフィルタリングサービスの利用状況（※）は、小学生79.7%、中学生63.3%、高校生60.2%となっています。

※ 「フィルタリングサービスを使っている」及び「最初からインターネットを使えない機種・設定になっている」と回答した保護者の割合

青少年が、携帯電話の利用を通じて犯罪やトラブルなどに巻き込まれる事例があとをたたないことから、青少年自身が情報リテラシー（情報利活用能力）を養い、適切に情報化社会に対応していくことが必要です。

また、その保護者においても、子どものインターネットの利用状況について、適切にその現状を把握するとともに、発達段階に応じたフィルタリングサービスの利用等により、適切に管理していくことが必要です。

○出会い系サイト等に係る少年の性被害（単位：人）〔福島県〕 <↓「Data No. 36」データ差替済み>

	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年
被害者数	12	16	30	28	38	25	18	23

(福島県警察：少年非行の概況)

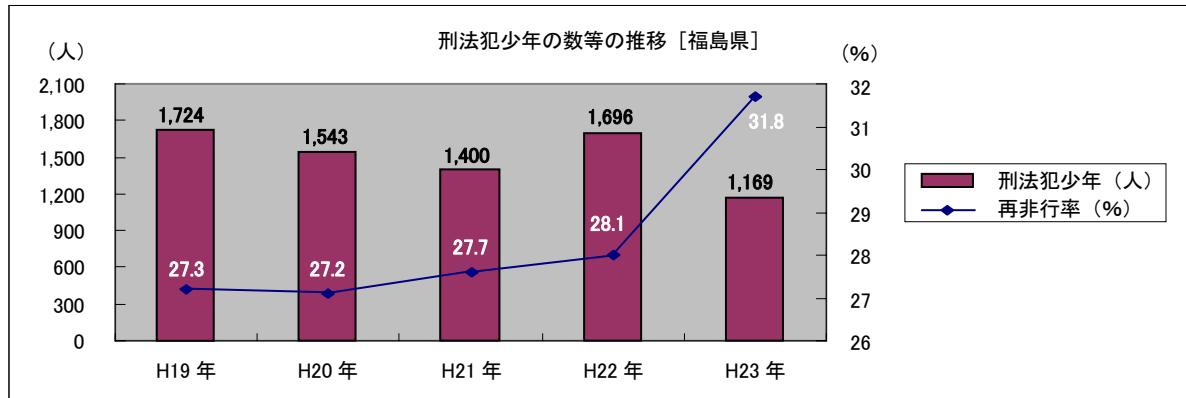
⁵ ネグレクト：保護者が自ら監護すべき児童の養育を放棄することであり、児童虐待の態様の一つです。

⁶ ドメスティック・バイオレンス：配偶者や恋人・パートナーなど親密な関係にある者からの暴力のことです。

(4) 少年の非行

① 刑法犯少年等

刑法犯少年はおおむね減少傾向にありますが、再非行率は増加傾向にあります。



(福島県警察：少年非行の概況)

<↑「Data No. 37」データ差替済み>

また、少年の薬物乱用は全体的に大きく減少しましたが、近年では大麻やMDMAなどの合成麻薬、脱法（違法）ドラッグ（ハーブ）などの汚染が懸念されています。

○ 捜査・補導された薬物乱用少年⁷（覚せい剤やシンナー、トルエン及び接着剤等の薬物乱用者）の数 [福島県]

	H16 年	H17 年	H18 年	H19 年	H20 年	H21 年	H22 年	H23 年
人数(総数)	82	32	17	12	8	2	2	4
うち覚せい剤	6	4	4	1	3	0	0	2

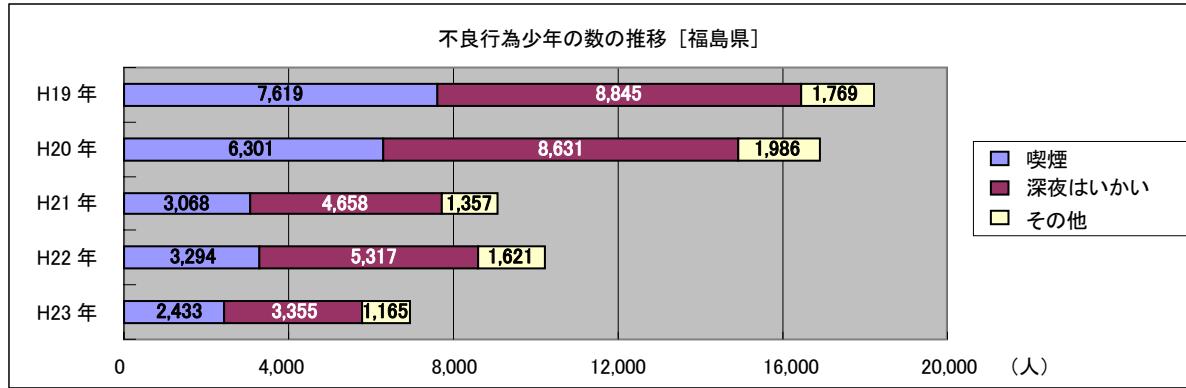
(福島県警察：少年非行の概況)

<↑「Data No. 38」データ差替済み>

② 不良行為少年

平成19年と比べると、喫煙で補導された少年の数は約3割強（31.9%）にまで、また、深夜はいかいで補導された少年の数は約4割弱（37.9%）まで減少しています。

更に、不健全な性的行為により補導された女子少年の数は、平成20年をピークにおおむね減少傾向にあります。



(福島県警察：少年非行の概況)

<↑「Data No. 39」データ差替済み>

○ 不健全性の行為で補導された女子少年の数 [福島県]

<↓「Data No. 40」データ差替済み>

	H16 年	H17 年	H18 年	H19 年	H20 年	H21 年	H22 年	H23 年
総 数	34	41	77	63	83	34	49	26
うち高校生	27	30	56	33	61	23	32	4

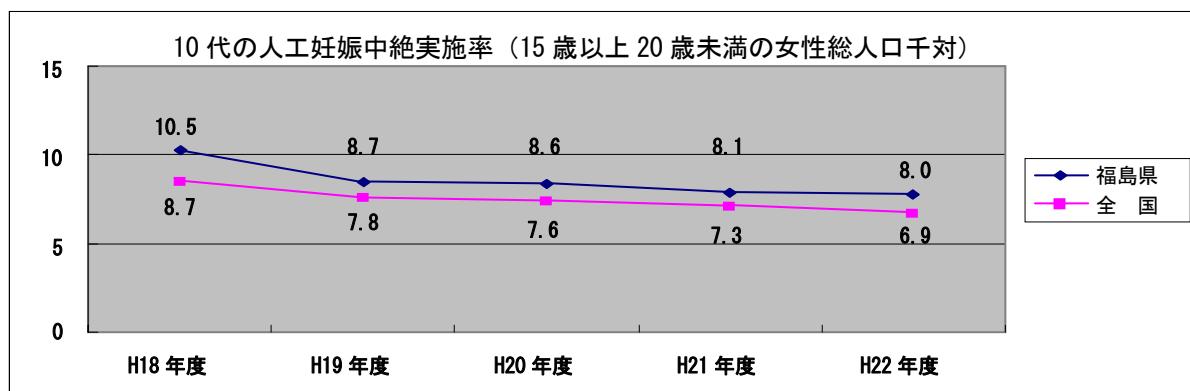
(福島県警察：少年非行の概況)

⁷ 薬物乱用少年：薬物（シンナー、トルエン、覚せい剤等）を乱用して検査・補導された少年（20歳未満）のことです。

(5) 10代の人工妊娠中絶実施率

<↓「Data No. 41」データ差替済み>

10代の人工妊娠中絶実施率は年々低下していますが、いまだ全国平均を上回っています。

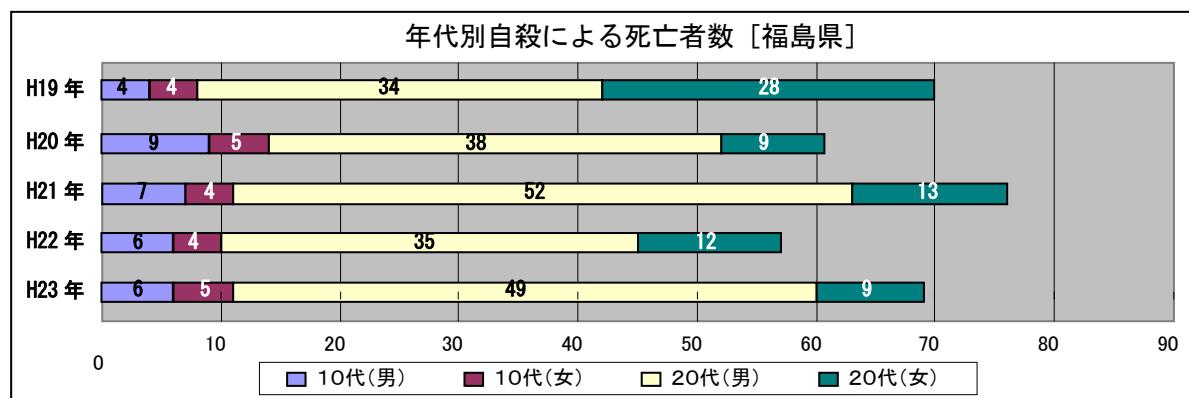


(厚生労働省：衛生行政報告例) ※ ただし、平成22年度値については、震災の影響により相双保健福祉事務所管内の件数を含まない。
(また、平成23年度値については、平成24年11月頃に判明予定↑)

(6) 若者の自殺

<↓「Data No. 42」データ差替済み>

10～29歳までの自殺による死者数については、例年20代の男性が多くなっています。



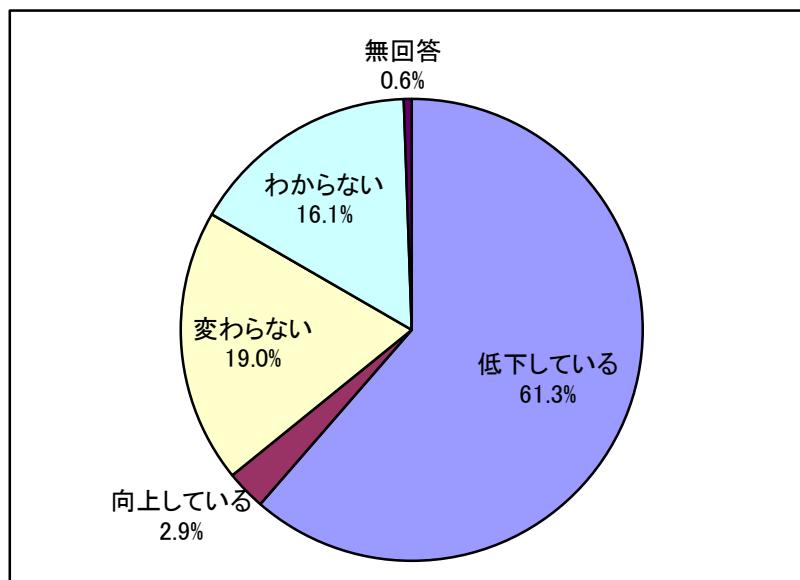
(厚生労働省：人口動態調査) ※平成23年値まで確定数

12 県政世論調査結果（平成24年度）

(1) 「地域の養育力」の現状

<↓「Data No. 43」データ差替済み>

(問い合わせ) あなたは、一般的に「地域の養育力」は低下していると思いますか。



1

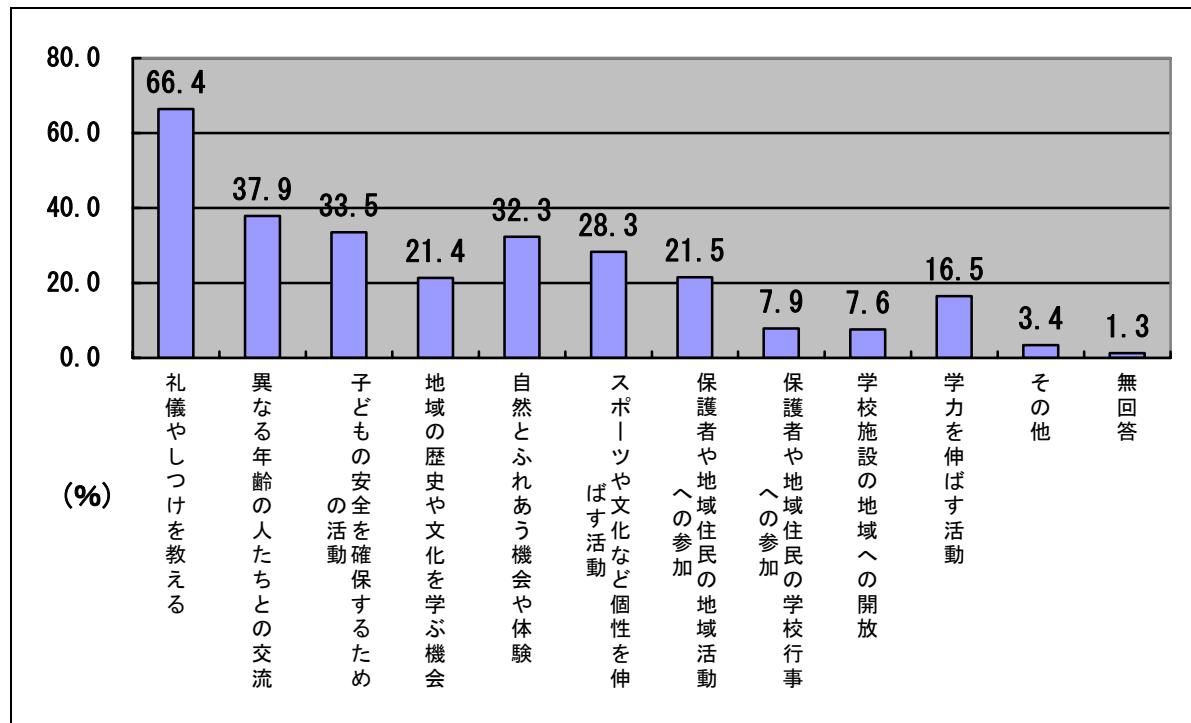
(2) 子どもの健全育成のために地域で力を入れるべきこと

2

(問い合わせ) 子ども（主として小学生・中学生）を健やかに育むために、あなたが地域で特に力を入れるべきと考えるものはどれですか。（3つ以内の複数回答）

3

4



<↑「Data No. 44」データ差替済み>

5

6

(3) 中学生・高校生の非行を防ぐ方法

7

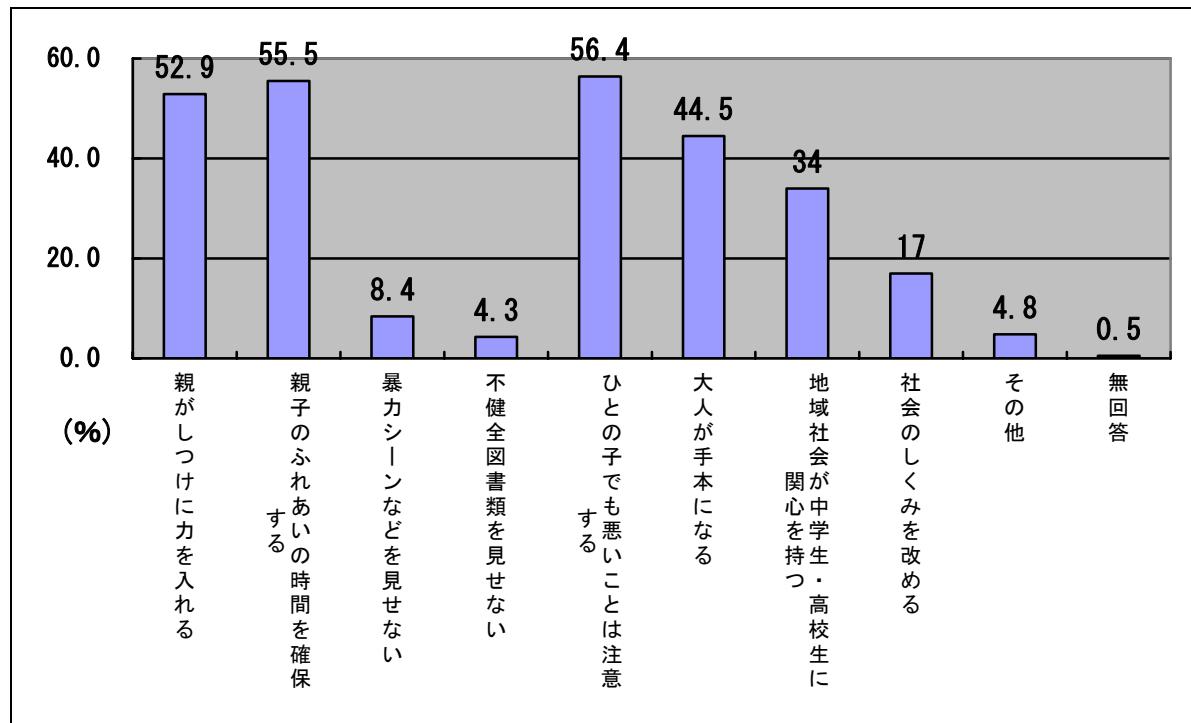
8

(問い合わせ) あなたが、中学生や高校生の非行を防ぐための方法として、特に重要であると考えるものは何ですか。（3つ以内の複数回答）

9

10

11



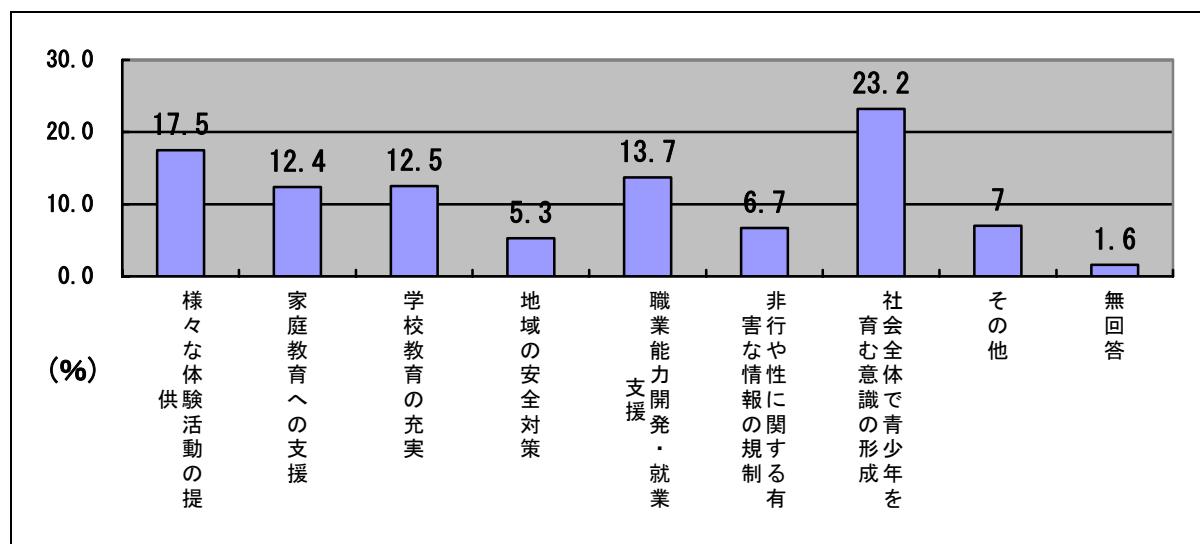
<↑「Data No. 45」データ差替済み>

12

1
2
3
4
5

(4) 青少年の健全育成のために行政が力を入れるべき分野

(問い合わせ) 青少年が健やかに成長するために、行政が特に力を入れるべきと考える分野は何ですか。



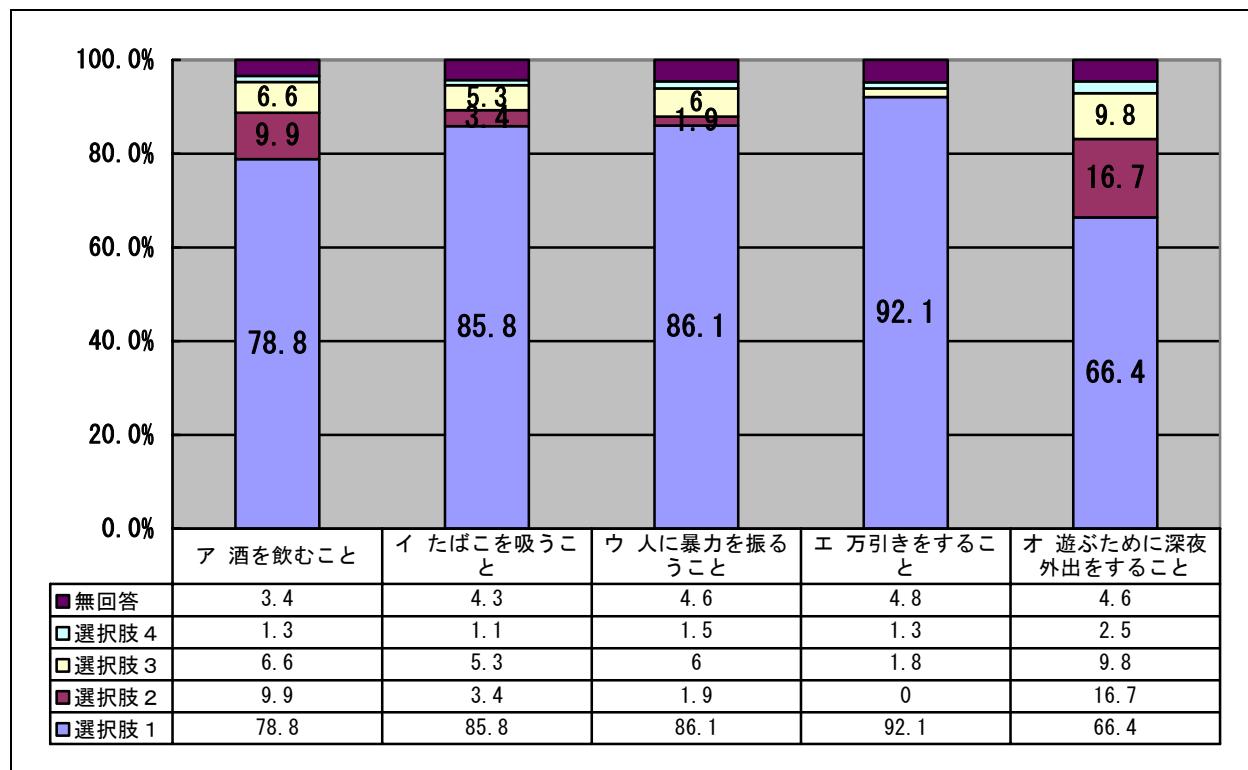
<↑「Data No. 46」データ差替済み>

(5) 高校生の行動に対する考え方

(問い合わせ) あなたは、高校生が次のア～オのことを行うことについて、どう思いますか。
それぞれ1～4の中であてはまるもの1つに○をつけてください。

- 選択肢1 法律等で禁止されているので絶対にいけない
- 選択肢2 少しくらいあるいは、たまになら構わない
- 選択肢3 本人の考えに任せればよい
- 選択肢4 わからない

<↓「Data No. 47」データ差替済み>

6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21

第3章 青少年育成の施策

1 基本理念及び基本目標

○ 基本理念

「夢に向かってチャレンジする意欲と創造力にあふれ、たくましく生き抜く力を持つ青少年を地域の力ではぐくみます」

あらゆる可能性を秘めた青少年が、心身ともに健やかに成長し、意欲や創造力にあふれ、いきいきと夢や未来に向かってチャレンジすることができるよう、また、いかなる逆境にもくじけず、たくましく生き抜く力を身につけられるようにするため、地域社会が力を合わせて青少年を支援し育成することを基本理念として掲げます。

○ 基本目標

青少年育成の基本目標を次の3つとします。

I すべての青少年の健やかな成長の支援

人、地域及び自然などとのかかわりの中で、一人ひとりの青少年が、豊かな心と健やかな体をはぐくみ、現代社会の大きな変化に対応できる力を身につけることができるよう、各種の施策を推進し、かけがえのない今・将来において、いきいきと輝くたくましい青少年を育成します。

また、青少年は限りない可能性を秘めています。

青少年が自らの個性や能力を生かし、地域と主体的にかかわることにより、人や社会とともに生きることができるよう支援します。

II 困難を有する青少年及びその家族の支援

社会生活を円滑に営むうえで、さまざまな困難を抱えた青少年やその家族に対し適切な支援を図ります。

III 青少年の健全な育成を推進するための社会環境の整備

青少年が健やかに成長するためには、大人一人ひとりが、青少年の育成に関心を持って青少年の育成に取り組むことが何よりも大切です。

家庭、学校、職場及び地域などが力を合わせ、青少年の成長を支え合う思いやりあふれる環境づくりを進めます。

2 施策体系

基 本 目 標	柱	基本方策	推進する取組
I すべての青少年の健やかな成長の支援	1 豊かな心と健やかな体の育成	(1) 基本的な生活習慣の形成	・生活リズムの向上 ・食育の推進 ・生活習慣形成の啓発 ・食と農の連携
		(2) 生命の大切さや家庭の役割の理解	・生命を大切にする教育や人権教育の充実 ・思いやりやいたわる心の育成
		(3) ふくしまの文化の担い手の育成	・次代の文化を担う青少年の育成
	2 社会の変化に対応できる力の育成	(1) 自らたくましく生きる力の育成	・確かな学力の向上 ・スポーツ・健康教育の推進 ・青少年の生きる力をはぐくむ体験活動、読書活動の推進 ・確かな判断力を持つ消費者の育成
		(2) コミュニケーション能力の育成	・望ましい人間関係をつくる力の育成 ・体験活動・交流事業の推進 ・国際人の育成
		(3) 情報利活用能力(情報リテラシー)の育成	・情報モラル教育の充実や情報利活用能力(情報リテラシー)の育成
	3 震災の経験を踏まえた青少年の社会参画・自立支援	(1) 青少年による、ふくしま復興の支援	・「若者ふるさと再生支援事業」の実施 ・「地域づくり総合支援事業（サポート事業）」の実施
		(2) 社会参加・参画の促進	・青少年の地域活動等への参加・参画 ・意見主張の機会の提供
		(3) 就業・自立支援の充実	・キャリア教育や就業体験の充実と推進 ・若者の就業支援 ・無職の若者（ニート）等の自立支援
II 困難を有する青少年及びその家族の支援	1 震災ストレスなど困難な状況ごとの取組	(1) 大震災等に起因する各種問題への総合的な相談・支援体制の充実	・「青少年総合相談支援事業」の実施 ・「ピアカウンセリング事業」の実施
		(2) いじめ等の問題行動や不登校への対応	・相談・サポート体制の充実 ・指導体制の充実強化 ・豊かな人間関係をはぐくむ体験活動の充実 ・問題解決と立直り・自立支援のための関係機関等との連携
		(3) 障がいのある青少年への支援の充実	・障がいのある青少年とその親への支援 ・発達障がいを含む障がいのある児童生徒への支援 ・障がいのある青少年への就業支援
		(4) 虐待やドメスティック・バイオレンスの根絶	・虐待の未然防止、早期発見・早期対応 ・虐待を受けた子どもとその親への支援 ・若者のデートDVの防止
	2 非行防止対策と立直り支援の充実	(1) 非行防止活動の充実	・少年補導活動の充実 ・非行防止のための支援活動の充実 ・飲酒、喫煙の害の啓発 ・暴走族の根絶
		(2) 立直り支援活動の充実	・社会復帰活動の支援
		(3) 薬物乱用の防止・啓発	・薬物乱用防止のための啓発・指導

基本目標	柱	基本方策	推進する取組
III 社会環境の整備 青少年の健全な育成を推進するための	1 子どもをはぐくむ家庭づくりと大人の意識改革	(1)子どもの成長を支える家庭づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育の重要性の啓発 ・地域による子育て家庭への支援 ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 ・ひとり親家庭への支援
		(2)子どもを育てる大人の意識改革	<ul style="list-style-type: none"> ・「大人が変われば、子どもも変わる運動」等の推進
	2 青少年を育成する地域力の強化	(1)地域力を生かした青少年の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭・学校・地域の連携 ・N P O法人や企業との連携
		(2)地域コミュニティづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年のための居場所づくり ・地域コミュニティづくり
		(3)地域の青少年指導者や青少年育成団体活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年育成団体活動の活性化 ・青少年活動指導者の育成
		(4)県民運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年育成県民運動の推進
	3 社会環境の健全化	(1)有害環境の浄化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・県青少年健全育成条例の適正な運用 ・インターネット上の有害情報対策
		(2)子どもの安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防犯活動の推進 ・交通安全の推進 ・被害少年等に対する支援

3 基本的施策

○ すべての青少年の健やかな成長の支援 (基本目標I)

1 豊かな心と健やかな体の育成

(1) 基本的な生活習慣の形成

【現状・課題】

ライフスタイルや社会環境の変化により、子どもの就寝時刻は遅くなる傾向にあり、学習や生活の面に影響が生じています。

また、あいさつなどの生活習慣は家庭でしっかりと身につけることが必要です。

更に、「食」に関しても欠食や孤食、あるいは外食依存などが見られており、心身の健やかな成長への影響が心配されています。

【施策の方向】

子どもの健やかな成長のためには、栄養バランスのとれた食事、十分な休養・睡眠、適切な運動など生活リズムを整えるとともに、あいさつなど社会の基本的なルールを身につけられるようにすることが必要です。

また、「食」と「農」の関わりや地域に伝わる伝統的な食文化の継承にも配慮し、食を通して郷土に対する理解と愛着を涵養しつつ、豊かな人間性をはぐくむことも重要となります。

子どもたちが心と体の健康の基礎となる基本的な生活習慣を身につけられるように支援します。

【推進する取組】

▽生活リズムの向上

- ・子どもたちが基本的な生活リズムを整えるとともに、朝食及び夕食の摂取を基本とした望ましい生活習慣を身につけられるよう、ホームページや広報誌などを活用した広報活動を積極的に実施するとともに、各地域や子どもたちの実態に応じた学校独自の取組を支援します。

▽食育の推進

- ・子どもたちが食生活への正しい理解を深め、望ましい食習慣を形成できるよう、各学校と家庭が連携した食育の推進を支援します。
- ・各地域や子どもたちの実態に応じた食育が、教育活動全体において展開できるよう、指導体制の整備や食育推進者の養成に努めます。

▽生活習慣形成の啓発

- ・「青少年育成県民運動」や「家庭の日」の取組をとおして、あいさつやマナーなど社会の基本的なルールを子どもたちにきちんと教えるよう、各家庭や地域の関係者を対象とした啓発活動を行います。

1
2
3

▽食と農の連携

- ・子どもや保護者などを対象とした各地域における食育に関する体験・交流活動を促進するため、農林漁業、教育、保健福祉及び農産物直売などの運営主体、並びに、関係するNPO法人などと連携し、食育推進のための各地域内ネットワークの構築を積極的に支援します。
- ・食と農の魅力を満載した「グリーン・ツーリズム⁸」体験メニューに関する情報の発信を強化するとともに、農家民宿の開設を支援するなど、食と農の交流を支援します。

10
11
12

【指 標】

No.	指 標 名	現 況 値	目標値 (H32 年度)
1	朝食を食べる児童・生徒の割合 (公立 幼稚園、小・中・高等・特別 支援学校) [新総計の指標 No. 12]	H23 年度 96.3 % (H23. 11 調査)	97.2 % 以上

※「新総計の指標」は、「<新>福島県総合計画 (H25. 4. 1 改定版)」で採用予定の指標であり、現況値及び目標値は同値。

18
19
20

⁸ グリーン・ツーリズム：農山漁村地域で楽しむ休暇のこと。 例えば、農山漁村地域の民家、キャンプ場、民宿、旅館及びコテージなどに滞在し、山、森、川及び海などの自然の中で遊んだり、農林漁業、食品加工、伝統工芸及び伝統芸能など地域の産業や文化活動を体験したり、祭りやイベントに参加したりして、余暇活動を楽しむことです。

(2) 生命の大切さや家庭の役割の理解

【現状・課題】

核家族化の進行により、かつては大家族の中で自然に受け継がれてきた、生命の大切さや生命をはぐくむことの喜び、家庭の果たす役割や意義を理解する機会などが減少しています。

また、地域社会の変化や少子化により、子ども同士で、あるいは地域の大人などと関わる中で自然に身につけていた、社会のルールを守る意識、年長者を敬い、小さい子どもをいたわる気持ち、人間関係を築く力などが低下しています。

【施策の方向】

子どもたちに、学校や地域社会などのさまざまな場所において、生命の大切さや男女平等、男女の相互理解と協力の重要性など、人権尊重に立脚した教育を行うとともに、社会・家庭生活を送る上で必要な規範意識、思いやりやいたわりの心などを身につけさせることにより、子どもたちが次代の親になるための基礎をはぐくみます。

【推進する取組】

▽生命を大切にする教育や人権教育の充実

- ・学校教育活動全体を通して、豊かな人間性をはぐくみ、日本国憲法や児童の権利に関する条約などに基づく人権尊重の意識を高める教育を推進します。
- ・道徳教育を担う教員の実践的指導力の向上を図り、思いやりの心など豊かな人間性をはぐくむ道徳教育を充実させ、子どもたちの道徳的実践力を育成します。
- ・子どもたちの規範意識の向上や「豊かなこころ」の育成のため、社会における基本的なルールなどを教育します。
- ・性に関する偏見に満ちた情報が氾濫している現状を踏まえ、青少年が正しい性に関する知識や判断力を身につけ、適切な行動がとれるよう支援します。
- ・人間尊重を基盤として、各児童生徒の発達段階に応じて、性に関する正しい知識を持ち適切な意思決定や行動選択ができるよう、学校教育活動全体を通して指導します。

▽思いやりやいたわる心の育成

- ・学校教育活動全体を通して、各児童生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性などについて指導します。
- ・男女共同参画の学習機会の提供などを通して、家庭内の家事、子どもの養育や介護などについて、男女が性別にかかわらず対等に責任を担うことや、家族全員がお互いに思いやりやいたわりの心を持って、協力していくことの大切さを教育します。
- ・小学生（高学年）、中学生及び高校生を対象に、乳幼児とふれあう機会をつくります。
- ・「子育て週間」などあらゆる機会をとらえて、家庭を築き子どもを生み育てるこの意義に関する啓発活動を行います。

【指 標】

No.	指 標 名	現 況 値	目標値 (H32 年度)
2	「性に関する教育」の手引活用率 (公立 幼稚園、小・中・高等・特別 支援学校) ※※	H21 年度 (直近判明値) 84.4 %	100 %
3	十代の人工妊娠中絶実施率 (15 歳以上 20 歳未満の女性総人口 千対の率)	H22 年度 * 8.0 %	継続的な減少 を目指す

※※ 「「教育計画」独自設定指標」であり、現在「新目標値」の設定作業中。

* 「H23 年度値」については、H24 年 11 月頃に判明予定。

(3) ふくしまの文化の担い手の育成

【現状・課題】

本県は、豊かな自然環境の中、各地域で育まれ、伝承されてきた民俗芸能、祭り、年中行事などの伝統文化に恵まれるとともに、「合唱王国ふくしま」に代表されるように合唱や吹奏楽などの音楽部門を中心として、全国レベルで高い評価を得る学校を数多く擁しています。

また、オリンピックや各種国際大会等での本県関係選手の活躍は、県民に大きな夢と希望を与えてています。

さらに、街中のいたるところで音楽やダンス及びスポーツなどで自己表現をする青少年の姿も見られます。

他方、少子高齢化や地域社会の変化などにより、伝統文化などの継承においては、担い手の確保が難しいことも少なくありません。

「ふくしまの文化」を育て、伝えていくことができるよう、数多くの青少年が多様な芸術や文化に触れ親しむことが必要です。

【施策の方向】

次代のふくしまの担い手である青少年が、我が国と郷土についての理解を深め、愛着と誇りを持つことができるよう、ふくしまの伝統文化や芸術文化など多様な文化に触れ親しむことができる機会の充実を図るとともに、自らの活動を発表する機会の拡充に努めます。

さらに、青少年が、諸外国との交流を図る上で自国の文化を理解することが重要であることから、日本の伝統文化について触れる機会の提供に努めます。

【推進する取組】

▽次代の文化を担う青少年の育成

- ・文化活動の振興のため、日ごろの文化活動の成果を発表する場を充実させるとともに、青少年が優れた芸術や文化に身近に触れ親しむ機会を充実させます。
- ・学校教育活動全体を通して、児童生徒に我が国と郷土の伝統や文化に触れさせるとともに、これらに関する資料を充実させ、学校での活用を促すなどにより、伝統や文化についての理解を深めさせます。
- ・関係機関・団体などと連携協力し、青少年が音楽などの文化芸術やスポーツなどをとおして自らの活動を発表・表現する機会の拡充に努めます。

【指標】

No.	指標名	現況値	目標値(H32年度)
意 1	芸術文化・スポーツ活動について、「もともと活動していたが、震災以後に活動時間が増えた」又は「もともと活動していなかったが、震災以後に活動するようになった」と回答した県民の割合 (鑑賞・ボランティア含む) 【県政世論調査／意識調査項目】 [新総計の指標]	H23年度 (H24値未判明) 3.1 %	上昇を目指す

※「新総計の指標」は、「<新>福島県総合計画(H25.4.1改定版)」で採用予定の指標であり、現況値及び目標値は同値。

2 社会の変化に対応できる力の育成

(1) 自らたくましく生きる力の育成

【現状・課題】

青少年を取り巻く社会環境が大きく変化する中、「自ら学ぶ意欲」や「自己肯定感」の低下が懸念されています。

また、テレビゲームなど室内で遊ぶことが多く、運動能力や体力の低下が問題となっています。

【施策の方向】

変化の激しい現代社会において、青少年が健やかに、かつ、たくましく生きていくためには、自ら学び、考え、問題を解決していく力や心身の健康及び豊かな人間性などをバランスよく育て、「たくましく生き抜く力」を身につけさせることが重要です。

児童生徒のたくましく生き抜く力を支える「確かな学力」やスポーツ・健康に関する正しい知識・習慣を身につけさせるとともに、青少年の社会・自然体験活動や読書のための環境づくりを推進します。

また、青少年が、変化し続ける消費経済社会の中で、自ら考え方行動できる力を身につけるよう支援します。

【推進する取組】

▽確かな学力の向上

- ・小学校及び中学校において少人数教育を推進するとともに、体験的な学習や問題解決能力を高める学習を重視し、自ら学び、考え、問題を解決していく力の育成に努めます。
- ・高等学校においては、生徒一人ひとりの進学や就職などの進路希望を実現させるため、より高度な知識・技能の習得とそれを活用する能力を高めるよう努めます。

▽スポーツ・健康教育の推進

- ・児童生徒が積極的に運動に親しむ心をはぐくむことにより、その体力の向上を図るとともに、さらに一歩進んで、自ら主体的にその資質や能力を磨き、秘められた無限の可能性にチャレンジできるよう努めます。

また、健康の大切さを教える健康教育を通して、児童生徒が健康でいきいきと積極的に諸活動に打ち込むことができるよう努めます。

▽青少年の生きる力をはぐくむ体験活動、読書活動の推進

- ・県内の子どもたちについて、原発事故以来、長期間にわたり、その屋外での活動が制限されているという特異な現状を考慮して、県内外の安全な場所における、森林や自然公園などの自然や、田畠、水路などの身近な環境を生かした自然体験プログラムを充実させ、自然や生命に対する慈しみの心や、環境を大切にする心を養う機会を提供します。
- ・技能士会連合会などと連携し、小学生や中学生が「ものづくり」の楽しさや大切さを体験的に学ぶ機会を提供します。
- ・青少年が読書に親しむ機会を提供するとともに、青少年一人ひとりの多様なニーズに応えるため、学校に限らず、生涯のあらゆるステージにおいて、学ぶ機会や学習内容を拡充させることにより、その自己啓発を支援します。
- ・県青少年健全育成条例に基づく優良書籍等の推奨を通じ、青少年の読書活動等を支援します。

I
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14

▽確かな判断力を持つ消費者の育成

- ・消費者団体等の取組を支援するとともに、県ホームページなどを活用し、消費生活に関するさまざまな情報を青少年に提供するなどにより、青少年が、その消費生活の上でさまざまな事件や事故に巻き込まれることを未然に防止するとともに、青少年を「確かな判断力を持つ消費者」となるよう育成します。
- ・青少年を将来「自立した消費者」にするため、消費生活に関する出前講座や、各学校における消費者教育を充実させることなどにより、青少年の間で消費生活に関する正しい知識を普及させ、その判断能力を向上させるよう努めます。

【指 標】

No.	指 標 名	現 況 値	目標値 (H32 年度)
4 -1	全国学力・学習状況調査の全国平均正答率との比較割合 (全国平均=100) (公立 小学校6年生) [新総計の指標 No. 7]	H24 年度 国語 99.7 算数 97.7 理科 101.3	国語 103.0 以上 算数 102.0 以上 理科 103.0 以上
4 -2	全国学力・学習状況調査の全国平均正答率との比較割合 (全国平均=100) (公立 中学校3年生) [新総計の指標 No. 7]	H24 年度 国語 101.9 数学 98.7 理科 102.4	国語 103.0 以上 数学 102.0 以上 理科 103.0 以上
5 -1	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの全国平均との比較割合 (全国平均=100) (公立 小学校5年生) [新総計の指標 No. 8]	H22 年度 (直近判明値) 男子 99.1 女子 101.0	男子 101.0 以上 女子 102.5 以上
5 -2	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの全国平均との比較割合 (全国平均=100) (公立 中学校2年生) [新総計の指標 No. 8]	H22 年度 (直近判明値) 男子 98.2 女子 97.4	男子 101.5 以上 女子 101.0 以上
青 1	優良書籍等の推奨数 ⁹	H23 年度 図書 124 冊 映画 85 本 [多年累計]	図書 178 冊以上 映画 94 本以上 [多年累計]

※「新総計の指標」は、「<新>福島県総合計画 (H25.4.1 改定版)」で採用予定の指標であり、現況値及び目標値は同値。

⁹ 優良書籍等の推奨数:福島県青少年健全育成条例に基づき、内容が優れており、青少年の健全な育成を図るうえで、有益であると認められ、推奨されたものをいいます。

1 2 (2) コミュニケーション能力の育成 3

4 【現状・課題】 5

6 少子化の進行により、児童生徒が「集団遊び」などを通して他者と切磋琢磨する機会が減少
7 しており、加えて、ゲームやインターネットなどが青少年の生活に浸透していく中で、青少年
8 のコミュニケーション能力の低下が懸念されています。

9 また、社会の大きな変化に伴い価値観の多様化が進む中で、他者と適切な人間関係をつくる
10 力を身につけることが重要となっています。

11 【施策の方向】 12

13 自分と異なる考え方や価値観を持つ相手を理解し、これを受け入れるとともに、自分の考え方や意見を適切に相手に伝え、これを理解してもらうなど、良好な人間関係を築くために必要なコミュニケーション能力の育成に努めます。

14 このようなコミュニケーション能力は、様々な体験活動により養われることから、青少年の体験・交流活動を推進します。

15 また、青少年が、変化し続ける社会の中で、自ら考え、行動できる力を身につけられるよう
16 支援します。

17 【推進する取組】 18

19 ▽望ましい人間関係をつくる力の育成 20

21 • 異なる世代とのふれあいを通して、互いに支えあい、助けあうことの大切さなどを学ぶ
22 ことができるよう、世代間の交流を行う機会を拡充します。

23 • 児童生徒の各発達段階に応じて、特別活動や総合的な学習の時間などにおいて、自然体
24 験活動や集団宿泊活動及び職場体験活動など、さまざまな交流活動を行うことにより、
25 自立心や思いやりの心及び規範意識などを身につけさせます。

26 • コミュニケーションや知的活動などの基盤となる言語に関する能力の向上を図るため、
27 すべての教科等において児童生徒の言語活動を充実させるとともに、学校などにおける
28 読書活動を推進します。

29 • 外国出身の児童生徒などに対しては、各学校における日本語の指導や適応指導の充実を
30 図るとともに、日本語教室などによるボランティア活動を推進します。

31 ▽体験活動・交流事業の推進 32

33 • 他者との交流や様々な体験ができるようにするため、青少年にさまざまな活動の機会を
34 提供するとともに、関連する各種の情報を提供します。

35 ▽国際人の育成 36

37 • 青少年が海外での交流を通して、さまざまな活動や取組の事例を学び、各地域における
38 自らの活動に生かせるようにするため、その海外派遣を支援します。

39 • 青少年が外国人との交流を通して、異なる文化や価値観などにふれることにより、国際
40 的視野に立った判断ができるようにするとともに、異文化への理解を深め、他者と良好
41 な人間関係を築いていくけるようにするため、その外国人との交流の機会を拡大します。

42 • 外国語指導助手を活用するなど、小学校を含め、児童生徒の各発達段階に応じた外国語
による実践的なコミュニケーション能力の育成を図ります。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11

- ・総合的な学習の時間などにおいて、外国語指導助手の母国の文化や習慣を学ぶ機会を設けるとともに、独立行政法人国際協力機構（JICA）など関係機関とも連携し、国際協力に携わった方々や各地域に在住する外国人、教育旅行で本県を訪れた海外の学生・児童生徒との交流活動を実施することなどにより、国際理解教育を推進し、本県児童生徒が異文化への理解を深めることができるよう努めます。

【指 標】

No.	指 標 名	現 況 値	目標値 (H32 年度)
6	体験活動・ボランティア活動の実施状況（時間）（公立 小学校）※※	H20 年度 (直近判明値) 192 時間	増加を目指す
7	「英語検定準2級」以上の取得率（県立 高等学校 第3学年）※※	H23 年度 5.3 %	10 % 以上

※※ 「「教育計画」独自設定指標」であり、現在「新目標値」の設定作業中。

1
2

3 (3) 情報利活用能力（情報リテラシー）の育成 4

5 【現状・課題】 6

7 情報通信技術が飛躍的に進展し、情報発信やコミュニケーションに携帯電話などの情報通信
8 端末が広く使われるようになっていますが、このような中で、不用意に個人情報をインターネット上で公開するなど、その不適切な利用によりさまざまなトラブルに巻き込まれる青少年が
9 少なくありません。

10 これから高度情報化社会においては、情報通信機器の利活用は不可欠であり、青少年の各
11 発達段階に応じた情報モラルや情報利活用能力（情報リテラシー）に関する情報教育が、ます
12 ます重要となっています。

13

14 【施策の方向】 15

16 進展をとげ続ける今日の情報化社会において、青少年がその氾濫する情報により、被害者に
17 も加害者にもならないようになるとともに、まずは情報モラルを身につけ、情報メディアの特性を
18 十分に理解したうえで、最低限、安全に情報メディアを利用できるようにするとともに、さら
19 に一歩進んで、自らの考え方や意見などを主体的・能動的にインターネット上に発信し、自己
20 実現や自己統治を図るなど、情報メディアを積極的に使いこなす（活用する）ことができるよ
うにするため、青少年の情報利活用能力（情報リテラシー）の育成に努めます。
21

22

23 【推進する取組】 24

25 ▽情報モラル教育の充実や情報利活用能力（情報リテラシー）の育成 26

- 27 • 学校教育活動全体を通して、インターネットを利用する上でのマナーなど情報モラルに
28 関する教育を充実させるとともに、青少年がインターネット上に氾濫する個々の情報を
29 それぞれ正しく理解し、自分に必要なものを的確に取捨選択し、最低限、安全・安心に
30 情報メディアを利用することができます。更に一歩進んで、自己実現・自己統治（住民
31 が言論などの表現活動を通じて政治的な意思決定の過程に参加・参画すること）などに
32 おける主体的・能動的な情報の発信などにおいて、情報メディアを積極的に活用するこ
33 とができる能力（情報リテラシー）を育成します。
34
- 35 • インターネット上の有害情報から青少年を守るため、関係機関・団体などと連携協力し、
36 広報啓発活動を推進します。

37 【指標】 38

No.	指標名	現況値	目標値(H32年度)
8-1	コンピュータで指導できる教員率 (公立 小・中・高等・特別支援学校) ※※	H23年度 66.9 %	100 %

※※ 「教育計画」独自設定指標であり、現在「新目標値」の設定作業中。

3 震災の経験を踏まえた青少年の社会参画・自立支援

(1) 青少年による、ふくしま復興の支援

【現状・課題】

今般の東日本大震災及びその後の原子力災害などを契機として、各地域ひいては全国規模で「震災復興に向けての強い絆」が生まれ、地域社会やコミュニティの重要性が再認識されるとともに、若い世代を中心にボランティア活動の気運が高まっていることから、青少年が地域の社会活動に参加しやすい環境づくりが求められています。

【施策の方向】

このような若者たちの活力に満ちあふれた行動力ややる気、誠実な献身性、さらに、斬新で豊かな発想力・創造力などを「新生ふくしま」の復興につなげていくためには、青少年を「新生ふくしまの担い手（主役）」と位置づけ、その青少年の側からの主体的かつ能動的な社会参画活動を積極的かつ継続的に支援していく必要があります。

さらに、他都道府県の若者と本県の若者との交流を図り、県外からの協力も生かした本県若者の地域再生等に係る社会参画活動を支援します。

【推進する取組】

▽ 「若者ふるさと再生支援事業」の実施

- ・避難指示区域の見直しなどを契機に、ふるさとへの住民帰還を促進するにあたり、市町村が行う住民帰還へ向けた取組のインセンティブ（誘因刺激）となるよう、次代をリードする若者たちが行う「ふるさと再生のための取組」を支援します。
- ・これにより、震災後に不活発となっている地域社会・コミュニティの再生・復旧を促進させるとともに、その新たな振興・活性化を支援します。
- ・また、大震災などを契機として形成されてきた地域社会の「絆」について、より一層の強化を図るとともに、「ふるさと再生の原動力」として、今後も長期間にわたり維持されるよう努めます。
- ・さらに、関係機関、市町村及びNPO法人などとの連携を図りながら、ふるさと再生に係る青少年同士の自主的なネットワークの構築や、「若者ふるさと再生リーダー」の養成を図り、避難区域を含む市町村のみならず、全県規模において若者の社会参画の促進を図ります。

▽ 「地域づくり総合支援事業（サポート事業）」の実施

- ・青少年が主役となる、個性と魅力ある地域づくりを推進していくために、民間団体などが行う地域振興の取組を支援していきます。

【指標】

No.	指標名	現況値	目標値(H32年度)
青6 新	「若者の社会参画推進事業」（復興計画主要プロジェクト事業） （＝【H24新規】若者ふるさと再生支援事業）への参加者の数	H22年度 (直近判明値) 39人 [多年累計]	450人以上 [H24から多年累計]
8 -2	「地域づくり総合支援事業（サポート事業）」の採択件数 [新総計の指標No.27]	H23年度 226件	2,260件以上 [H23から多年累計]

（2）社会参加・参画の促進

【現状・課題】

ボランティア活動や地域の伝統芸能・行事などに参加し、積極的に地域社会と関わる青少年の姿が見られます。

こうしたボランティア活動や地域行事などへの参加を通して、青少年が規範意識や社会性及び協調性などを養うことは、とても大切なことです。

さらに一步進んで、他人がすでに企画立案した行事に単に参加するだけではなく、これらの行事について、青少年が自ら考え企画立案し、自ら行動し実践に移していくこと（行事に参画すること）は、その成長を大きく促すものであり、社会人としての判断力や行動力などを身につけるうえでも、とても大切なことです。

しかし、中学生、高校生へと学齢が上がるにつれて、部活動や塾などで多忙となり、自分の住む地域社会との関わりが減少する傾向があります。

【施策の方向】

関係機関、市町村及びNPO法人などとの一層の連携を図りながら、青少年ボランティア活動を支援するなどにより、青少年の社会参加・参画活動を促進するとともに、青少年同士のネットワークの構築や青少年リーダーの育成に努めます。

また、自分自身の意見や考え方などを広く社会全般に対して主張・発表する機会を青少年に提供します。

さらに、他都道府県の若者と本県の若者との交流を図り、県外からの協力も生かした本県若者の地域再生等に係る社会参画活動を支援します。

【推進する取組】

▽青少年の地域活動等への参加・参画

- ・青少年が創造力を活かし、自ら企画・運営する地域活動の実現を支援します。
- ・若者の社会参画活動を促進し、若者の交流の場を提供します。
- ・学校教育や生涯学習におけるボランティア教育の充実を図ります。
- ・関係機関・団体などとの連携を強化し、各分野における青少年ボランティアの活動を支援します。
- ・地域における青少年のさまざまな活動や団体・サークルについての情報を収集・提供し、青少年の参加・参画を促進します。

▽意見主張の機会の提供

- ・青少年が自分自身の意見や考え方を社会全般に対して主体的・能動的に発信することができる機会や、他者と意見交換をすることのできる場を提供するとともに、各種の審議会等における委員の公募制の採用やインターネット等を活用した意見の公募などにより、青少年の政策形成過程への参加・参画を促進していきます。
- ・青少年が、自己実現や自己統治を図るうえで、自分自身の意見や考え方を形成できるようにするため、選挙制度や税制などの公的制度に関する情報や、行政機関が保有する情報などについて、各種の広報媒体を活用し、積極的に青少年に提供していきます。

【指 標】

No.	指 標 名	現 況 値	目標値 (H32 年度)
9	体験活動・ボランティア活動の実施状況（時間）（公立 小学校） (No. 6 の再掲) ※※	H20 年度 (直近判明値) 192 時間	増加を目指す
青 2	「少年の主張県大会」への応募者数	H23 年度 14,442 人 [単年累計]	104,000 人以上 [H23 から多年累計]

※※ 「「教育計画」独自設定指標」であり、現在「新目標値」の設定作業中。

1

2

3 (3) 就業・自立支援の充実

4

5 【現状・課題】

6 産業・経済構造の質的変化や雇用の多様化・流動化が進む中、青少年の進路をめぐる環境は
7 大きく変化しています。

8 また、生活環境の向上、都市化や少子化などの進展に伴って、青少年の生活や意識も大きく
9 変容してきています。

10 このような中、若者の就業に関しては、就職後の早期離職率が高いことや、フリーアルバイ
11 ター¹⁰志向及び無職の若者（ニート→P2・8・17・41 参照）なども数多く見られ、勤労観・職
12 業観の未成熟さや社会人・職業人としての基礎的・基本的な能力の不十分さなどが問題となっ
13 ています。

14 また、現下の経済情勢を反映し、若者の雇用情勢が厳しい中、若者の側が希望する職種や勤
15 務地などの就労条件や企業側が求める人材の点で食い違いが生じるなど、求職と求人のミスマ
16 ッチの問題もあります。

17 さらに、新卒採用が主流である日本社会では、新卒時の雇用情勢などがその後の就職活動に
18 大きく影響する傾向があります。

19 今後、人口の減少や少子高齢化が進行する我が国においては、長期的に生産年齢人口（15～
20 64歳）が大幅に減少することが見込まれているため、一人ひとりの力を高めていくことがより
21 重要となるとともに、各種の産業において多様な活動の担い手を確保していくことが必要とな
22 ります。

23 【施策の方向】

24 青少年が社会の激しい変化に影響されることなく、将来的に社会人・職業人として自立して
25 いくことができるようにするため、小学校、中学校及び高等学校のそれぞれの学校段階に応じ
26 た、組織的・系統的なキャリア教育¹¹の充実強化に努めるとともに、企業や事業所、関係団体
27 及び地域社会の協力のもとで、職場見学や就業体験の充実に努めます。

28 青少年が経済的に自立し、働くことなどを通じて自らを高め、社会に貢献していくよう、
29 一人ひとりの能力の育成を図るとともに、多様な就業機会の提供を図ります。

30 また、就職情報の提供及び合同就職面接会の開催などにより、就職活動の支援に努めるとともに、
31 安定した就業生活を確保するため、労働相談の実施や職業能力の開発、新規高卒者の職場定着事業
32 などに取り組みます。

33 無職の若者（ニート→P2・8・17・41 参照）などの自立に向けた支援を必要とする若者に対し
34 ては、一人ひとりの状況に応じた相談支援や社会体験及び職業能力の開発などの機会を総合的・継
35 続的に提供できるよう努めます。

36 ¹⁰ フリーアルバイター：正社員以外の就労形態（アルバイトやパートタイマーなど）で生計を立てている人を指す
37 言葉。「フリーター」ともいいます。

38 ¹¹ キャリア教育（→P 8 参照）

【推進する取組】

▽キャリア教育や就業体験の充実と推進

- ・小学校及び中学校においては、他者と関わる力であるコミュニケーション能力の育成や、学ぶこと及び働くことの意義を理解させるなど、学校教育全体において勤労観及び職業観の基盤の形成に努めるとともに、職場見学や職場体験の充実を図ります。
- ・高等学校においては、自己の能力や適性などを踏まえて適切な進路の選択決定ができるよう、就業体験の推進を図るとともに、生徒が希望する職業に就けるよう支援します。また、学校での学習と企業での実習を組み合わせ、より実践的な知識・技能を身につける「デュアルシステム」¹²の活用を図ります。
- ・専門高校においては、教員を企業などに派遣して、その指導力の向上を図るとともに、各地域の技術者等を講師とした実習などを通して、生徒の実践的な知識や技能の向上を図るなど、地域と連携した職業教育を推進します。

▽若者の就業支援

- ・高度熟練技能者による高校生への技術指導など、各地域の企業や職業能力開発協会などと連携し、次代を担う質の高い技術者を育成します。
- ・県立テクノアカデミーにおいて、高校卒業者などを対象とした職業訓練を行い、新技術への対応能力や高度問題解決能力などのより高い能力を有し、産業の高度化に対応できる実践的な技術者を育成します。
- ・農林水産業に新たな魅力を感じ、意欲を持って働く若者を受け入れる体制の整備を図り、農林水産業の担い手を育成します。
- ・経済団体などに新規学卒者の求人確保を要請するとともに、求人企業との就職面接会の開催などにより、新規学卒者の早期の就職内定獲得を支援します。

▽無職の若者（ニート）等の自立支援

- ・無職の若者（ニート→P2・8・17・40 参照）への対策としては、雇用をはじめ、保健福祉、医療、教育、矯正、更生保護及び民間などの関係機関がネットワークを形成し、緊密に連携するとともに、個別相談やカウンセリング及び各種の職業訓練などの実施により、勤労観や職業観並びに就職に必要な知識や技術の育成習得を図り、職業的自立に向けた支援を行います。
- ・就労状況が不安定な若者を対象に、就職相談や職業紹介のほか、民間教育訓練機関での教育訓練と企業での就業実習を組み合わせた訓練を実施し、早期に安定した職に就けるように支援します。

¹² デュアルシステム：企業での実習と学校での講義等の教育を組み合わせて実施することにより、若者等に実践的な技能・技術等を身につけさせる仕組みのことです。

【指 標】

No.	指 標 名	現 況 値	目標値 (H32 年度)
10	インターンシップ ¹³ 実施校の割合 (県立 高等学校 全日制・定時制 課程) ※※	H23 年度 63.5 %	78 % 以上
11	県立工業高校のジュニアマイスター 認定者数 ¹⁴ ※※	H23 年度 194 人	250 人以上
12	新規高卒者の県内就職率 (県立・私立 高等学校 全日制・ 定時制課程) [新総計の指標 No. 72]	H24 年度 (H24. 5 末調査) 71.2 %	86 % 以上
13	新規高卒者の県内就職率 (県立 高等学校 全日制・定時制 課程) [新総計の指標 No. 72]	H23 年度 70.5 %	86 % 以上
14	新規高卒者の県内就職率 (私立 高等学校 全日制・定時制 課程) [新総計の指標 No. 72]	H21 年度 (直近判明値) 77.4 %	86 % 以上
15	県立高校生の就職決定(内定)率 (県立 高等学校 全日制・定時制 課程) [新総計の指標 No. 9]	H23 年度 (H24. 3 末調査) 97.6 %	100 %
16	県内企業に就職した高卒者の離職率 (県立・私立 高等学校 全日制・ 定時制課程) (3年以内の離職率) [新総計の指標 No. 73]	H23 年度 (H20. 3 末卒) 40.3 %	全国平均値 以下

※※ 「「教育計画」独自設定指標」であり、現在「新目標値」の設定作業中。

※「新総計の指標」は、「<新>福島県総合計画 (H25. 4. 1 改定版)」で採用予定の指標であり、現況値及び目標値は同値。

¹³ インターンシップ：生徒や学生が在学中に企業等において就業体験することです。

¹⁴ ジュニアマイスター認定者数：この顕彰制度は、社会が求める専門的な資格・知識を持つ生徒の輩出を目的とし、国家職業資格や各種検定、及び各種コンテストの入賞実績を点数化し、(社) 全国工業高等学校長協会が認定するものです。

○ 困難を有する青少年及びその家族の支援
(基本目標Ⅱ)

1 震災ストレスなど困難な状況ごとの取組

(1) 大震災等に起因する各種問題への総合的な相談・支援体制の充実

【現状・課題】

非行、いじめ、不登校、虐待及び自殺など青少年に関する問題については、それぞれ個別に専門的な相談支援の体制が整えられています。

しかし、家庭や学校及び地域社会など青少年を取り巻く環境は大きく変容し、ひきこもりや無職の若者（ニート→P2・8・17・40・41 参照）などの新たな問題が顕在化してくるなど、青少年に関する問題は、ますます複雑かつ多様化し、その解決が困難になっています。

産業・経済構造の質的変化や雇用の多様化・流動化が進む中、青少年の進路をめぐる環境は大きく変化しています。

特に、ひきこもりやニートなどの問題の場合には、複数の要因が複雑にからみあって発生し、当該青少年が、いずれの相談機関とも接点を持たないまま単独で周囲が気づかないうちに状況が悪化してしまうことが多く、長期化すると非行や犯罪などの反社会的行為にまで及ぶ懸念もあるため、できるだけ早期に、関係機関の連携による効果的な支援を行う必要があります。

また、今般の東日本大震災においては、自ら生命や身体の危機に瀕するとともに、両親などの家族、友人その他身近な人を失うなどにより、心に深い傷を負った青少年や、その後の原子力災害により、目に見えない放射線や見通しの立たない将来への大きな不安を抱える青少年が多数発生しています。

加えて、原子力災害に起因する、いわれのない差別や偏見、いじめ、人や物の受入拒否などにより、さらに精神的に追い打ちをかけられている青少年も多数存在します。

このような青少年を十分サポートしていくためには、教育、保健、福祉、医療、雇用、警察、矯正及び更生保護などの関係機関がより緊密に連携し、一人ひとりの実情に応じた、きめ細やかでていねいな支援（「心のケア」など）を総合的かつ継続的に実施していく必要があります。

【施策の方向】

複雑多様化かつ困難化する青少年問題に適切に対処していくため、各関係機関の機能を充実させ、各関係機関相互の連携を強化していくとともに、青少年の育成支援にたずさわる民間の団体などとも広くネットワークを構築し、連携を図り、地域社会の総力を結集して、社会生活を営むうえで様々な困難を有する青少年及びその家族に対する総合的かつ継続的な支援を行います。

1

2 【推進する取組】

3 ▽「青少年総合相談支援事業」の実施

- 4 ・関係機関の間で連携強化を図るべく、青少年の支援に関し必要な情報交換及び連絡調整
5 を行うため、「青少年支援協議会（代表者会議）」及び各方部ごとの「地域連絡会議」を
6 定期的に開催します。
- 7 ・個別の具体的な事案については、必要に応じて、支援の対象となる青少年に関する情報を
8 関係機関の間で共有し、支援の方針を検討・策定するとともに、支援の実施状況を管理
9 するため、各方部ごとに「ケース検討会」を開催します。
- 10 ・「青少年総合相談センター」を設置し、青少年本人又はその家族などからの相談に対して
11 助言や専門機関の紹介・案内をしたり、複数の専門機関に及ぶケースの支援の場合には
12 関係機関の間での連絡調整や支援状況の把握・進行管理などを行います。
- 13 ・「青少年総合相談センター」を設置し、青少年問題の解決に関する各種情報を収集し関係
14 者に提供するとともに、青少年本人又はその家族を対象とした講習会や、青少年を支援
15 する地域の大人たちを対象とした研修会を開催します。
- 16 ・若者の自立支援について効果的な支援を行うため、「若者の自立支援カウンセラー」などを
17 現地に派遣して、支援対象者のニーズに応じた面接を実施するとともに、各地域での
18 支援が円滑に行われるよう、若者の自立支援に取り組む各種団体への助言やフォローを行
19 います。
- 20

21 ▽「ピアカウンセリング事業」の実施

- 22 ・「ふくしまピアサポートネット」を設置し、震災後に様々なストレスや悩みなどを抱える
23 青少年に対し、同じような経験をした同年代の者（＝「ピア」（非専門家））同士による
24 交流会や地域貢献活動などの事業を実施し、その自己有用感を高めさせることにより、
25 当該青少年の社会的自立の促進を図ります。
- 26
- 27

28 【指 標】

No.	指 標 名	現 況 値	目標値 (H32 年度)
青 7 新	「福島県青少年総合相談センター」 の相談受付件数（H23. 10. 31 開設）	H24 年度 300 件 [単年累計]	3,600 件以上 [H24 から多年累計]
青 8 新	「ピアサポートネット」 （＝【H24 新規】ピアカウンセリング 事業） への参加者数	H24 年度 （H24. 6. 5～） 50 人 [単年累計]	540 人以上 [H24 から多年累計]

(2) いじめ等の問題行動や不登校への対応

【現状・課題】

少人数教育やスクールカウンセラーなどの活用により、一人ひとりに応じたきめ細やかな指導ができる学校教育に取り組んでおり、本県のいじめや不登校の発生割合は、全国的に低い水準にあります。

しかし、いじめは心や体に深い傷を残すなど人権に関わる問題であり、また、学校段階でのつまずきがニートやひきこもりに繋がっていく場合もあるため、いじめや不登校の問題は児童生徒の将来に及ぶ極めて大きな課題となっています。

【施策の方向】

学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、豊かな情操と創造性を培い、健やかな体、社会性や自主自立の精神を養う場です。児童生徒が安心して生活し、良好な発育が促されるよう、いじめ・暴力行為等の問題行動や不登校にきめ細やかな対応をします。

【推進する取組】

▽相談・サポート体制の充実

- ・教育者としての使命感や児童生徒に対する深い愛情、専門知識や教養、問題解決能力など、教員としての資質向上を図ります。
- ・スクールカウンセラーの配置や悩み電話相談窓口の設置など相談体制の充実に努めます。

▽指導体制の充実強化

- ・きめ細やかな指導を図るため、小・中学校において、少人数教育を推進します。
- ・さまざまな機会を捉えて、児童生徒一人ひとりがいじめや暴力行為が深刻な人権侵害であることを理解できるようにするとともに、学校内の指導体制や相談体制を充実させ、家庭との連携を図りながら、問題行動の徵候を察知することにより、未然防止に努めます。

▽豊かな人間関係をはぐくむ体験活動の充実

- ・異世代集団や他地域の児童生徒との交流、自然や動物とのふれあいなどを通じて、豊かで多彩な体験の機会を提供するとともに、思いやりの大切さを実感させる教育を推進します。

▽問題解決と立直り・自立支援のための関係機関等との連携

- ・不登校児童生徒のための適応指導教室等の関係機関との連携を図りながら、早期の学校復帰を支援します。

【指 標】

No.	指 標 名	現 況 値	目標値 (H32 年度)
17 -1	いじめの認知件数 (国公私立 小・中・高等・特別支援学校) [新総計の指標 No. 10]	H23 年度 175 件	適切に対応する
17 -2	いじめの解消率 (国公私立 小・中・高等・特別支援学校) [新総計の指標 No. 11]	H23 年度 92.6 %	100 %
18	暴力行為の発生件数 (国公私立 小・中・高等学校) [新総計の指標 No. 10]	H23 年度 202 件	減少を目指す
19	不登校の件数 (国公私立 小・中学校) [新総計の指標 No. 10]	H23 年度 1,491 件	940 件

※「新総計の指標」は、「<新>福島県総合計画 (H25.4.1 改定版)」で採用予定の指標であり、現況値及び目標値は同値。

(3) 障がいのある青少年への支援の充実

【現状・課題】

障がいのある青少年については、早期に障がいを発見し、適切な対応につなげていくとともに、成長段階に応じた医療、保健、福祉、教育及び労働などの各関係機関が連携した支援を総合的・継続的に行うことが重要となります。

このため、発達障がいについては、発達障がい者支援センターを中心とした地域の支援体制づくり、特別支援教育の充実、中高連携による学習障害等への支援、就労に向けたキャリア教育¹⁵など、一人ひとりの特性に応じた取組が進められています。

【施策の方向】

障がいのある青少年が安心して身近な地域で暮らしていくよう、障がいの特性に応じた専門的な相談や療育、教育などの支援を行う地域の体制づくりを推進するとともに、自立した生活の実現に向け就労支援の充実に取り組みます。

【推進する取組】

▽障がいのある青少年とその親への支援

- ・養護教育センター、総合療育センター、発達障がい者支援センターの連携を軸に関係機関が相互に連携し、障がいのある子どもの早期からの教育相談を実施します。

▽発達障がいを含む障がいのある児童生徒への支援

- ・一人ひとりの個性・能力を伸ばすとともに、個性・体力・能力・体質が異なるさまざまな児童生徒が存在することを認識させ、多様な児童生徒が共に学ぶ環境づくりを推進します。

▽障がいのある青少年への就業支援

- ・児童生徒の主体的な進路選択能力を高め、生徒の特性に応じた適切な進路指導を推進します。
- ・訓練後の雇用を前提とした職場適応訓練等を通して、就職に必要な知識・技能の習得と合わせた雇用対策を講じるとともに、就業機会の拡大や職業的自立等が促進されるよう広く周知啓発を行います。
- ・公共職業安定所や福祉施設等と連携を図りながら、個人の能力、適性及び地域の雇用ニーズに対応した職業訓練を実施し、障がい者の雇用促進を図ります。また、障がい者の技能競技大会への参加を促進します。

¹⁵ キャリア教育（P 8 参照）

【指標】

No.	指標名	現況値	目標値(H32年度)
20	個別の教育支援計画の作成率 (公立 幼稚園、小・中・高等学校) [新総計の指標 No. 14]	H23年度 66.6 %	(H26年度) 100 %
21	就業している障がい者数 [新総計の指標 No. 114]	H24年度 (H23年度) 6,293人 (6,251人)	7,600人以上
22	特別支援学校 高等部 卒業生のうち 就職を希望する生徒の就職率※※	H23年度 95.0 %	100 %

※※ 「「教育計画」独自設定指標」であり、現在「新目標値」の設定作業中。

※「新総計の指標」は、「<新>福島県総合計画(H25.4.1改定版)」で採用予定の指標であり、現況値及び目標値は同値。

(4) 虐待やドメスティック・バイオレンスの根絶

【現状・課題】

児童虐待（親又は養育者が、故意に子どもに対して身体的暴力又は精神的苦痛を与えること）、障がい者虐待及びドメスティック・バイオレンス¹⁶は、人権を侵害する行為であるとともに、被害を受けた子どもや若者的心と体に大きな傷を残し、将来の生活等にも影響を及ぼすものであり、引き続き、関係機関の連携による未然防止、早期発見・早期対応に努めていく必要があります。

また、被害を受けた子どもや若者に対する心のケアや自立に対する支援などを充実していく必要があります。

【施策の方向】

児童虐待やドメスティック・バイオレンスの根絶について、社会全体の認識を深めるよう広報啓発活動の一層の推進に努めるとともに、相談員等の対応力の向上に努めます。

また、被害を受けた子どもや若者的心のケアや自立支援などの充実に取り組みます。

【推進する取組】

▽虐待の未然防止、早期発見・早期対応

- ・広報などの活用により、児童虐待及び障がい者虐待防止の普及啓発活動を推進します。
- ・児童虐待の未然防止や早期発見について関係機関・団体が情報交換を行い、連携の強化を図ります。
- ・市町村が行う、保健、福祉、医療、教育、警察等の連携による児童虐待の未然防止や早期発見等の取組を支援します。
- ・市町村職員や主任児童委員、保育士を対象とした実践的内容も含めた研修の実施、市町村や要保護児童対策地域協議会が実施する研修等へのアドバイザー派遣により、児童相談体制や児童虐待防止体制の強化を図ります。
- ・民間団体との連携によるワークショップの実施や、子どもの権利ノート・乳児家庭全戸訪問用リーフレットの作成・配布により、子どもに対する暴力の未然防止の啓発を行います。

▽虐待を受けた子どもとその親への支援

- ・被害を受けた子どもに対して、児童相談所の一時保護所や児童養護施設に配置された専門職員が心理療法を行います。
- ・複雑困難化している児童虐待相談対応のため、児童相談所に弁護士、精神科医等の児童虐待対応専門員を配置し、被虐待児に対する処遇の支援、強化を図ります。
- ・虐待した保護者に対して、精神科医によるカウンセリングを行います。

▽若者のデートDV¹⁷の防止

- ・性に関する教育等を通して、人権を尊重し合うことの重要性を理解させ、望ましい人間関係を築けるよう豊かな心を育てる教育を推進します。

¹⁶ ドメスティック・バイオレンス（P19参照）

¹⁷ デートDV：思春期や青年期にある若い恋人間での暴力のことです。なお「DV」はドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）のことです。

【指 標】

No.	指 標 名	現 況 値	目標値 (H32 年度)
23	児童虐待相談受付件数 [新総計の指標 No. 145]	H23 年度 262 件	適切に対応する
24	ドメスティック・バイオレンス相談受付件数 [新総計の指標 No. 146]	H23 年度 1,361 件	適切に対応する
25	児童虐待防止ネットワークを設置している市町村の率	H23 年度 100 %	<削 除>

※「新総計の指標」は、「<新>福島県総合計画（H25.4.1 改定版）」で採用予定の指標であり、現況値及び目標値は同値。

2 非行防止対策と立直り支援の充実

(1) 非行防止活動の充実

【現状・課題】

刑法犯少年は、年々減少していますが、ここ数年中高校生による非行が7割、万引きや自転車盗などの初発型非行¹⁸が7割となっています。また、飲酒や喫煙などにより補導される不良行為少年は減少しています。

このような中、警察や少年センター等の関係機関団体による街頭指導活動や小中高校生が参加する社会参加活動等の取組が進められています。

【施策の方向】

成長途上にある青少年の心は、家庭や周囲の影響を受けやすいものです。

非行の芽をいち早く摘み取るため、街頭補導活動などを通して早期に問題を抱える青少年を把握し、適切なアドバイスを行っていきます。

また、非行防止教室など学校等と連携し、児童生徒や保護者に対する非行防止の意識啓発や暴走族の根絶に向けた取組を進めます。

【推進する取組】

▽少年補導活動の充実

- 各警察署を拠点に少年警察ボランティア等との連携を図り、少年非行防止の充実を図ります。

▽非行防止のための支援活動の充実

- 非行防止教室などを通じ、児童生徒、保護者等に対する意識啓発を行います。
- 少年センター、青少年育成市町村民会議をはじめ関係機関・団体、地域等と連携した非行防止活動や啓発活動を促進するとともに、関係業界の理解と協力を得て、非行を誘発させない環境づくりを進めます。

▽飲酒、喫煙の害の啓発

- 飲酒や喫煙の害について、児童生徒が十分理解できるよう健康教育などを通じた指導を充実します。

▽暴走族の根絶

- 暴走行為等の根絶に向けた広報、啓発活動を推進します。
- 家庭、学校、関係機関・団体等との連携を強め、地域一体となった幅広い暴走族追放の機運の醸成と暴走族を許さない社会環境づくりを推進します。
- あらゆる機会を通して、少年に対する暴走族加入防止並びに脱退促進を図るとともに、相談支援活動を推進します。

¹⁸ 初発型非行：恐喝や傷害など本格的な非行の入口的非行で、万引き、自転車盗、オートバイ盗及び占有離脱物横領の4つの非行をいいます。

【指 標】

No.	指 標 名	現 況 値	目標値 (H32 年度)
26	犯罪発生件数（刑法犯認知件数） [新総計の指標 No. 116]	H23 年 16,179 件 [単年累計]	減少を目指す (基準年に対して)

※「新総計の指標」は、「<新>福島県総合計画（H25.4.1 改定版）」で採用予定の指標であり、現況値及び目標値は同値。

(2) 立直り支援活動の充実

【現状・課題】

刑法犯少年の検挙人数は減少しており、成人を含めた刑法犯全体に占める割合についても大幅に低下しています。しかし、刑法犯少年の約3割前後が非行を繰り返した再犯者となっており、非行等の問題を抱えた青少年の立直り支援が重要となっています。

【施策の方向】

非行少年が再び非行を犯さないよう、少年サポート事業などを通じ、非行の程度や当事者を取り巻く環境に応じた立ち直りの支援に取り組みます。

また、非行少年やその家族に対する相談や指導活動の充実を図ります。

【推進する取組】

▽社会復帰活動の支援

- ・非行少年などの立直りを地域から支援するため、地域における保護司、児童委員、少年警察ボランティア等と連携し、相談や体験学習、技能習得などの手助けを行います。
- ・関係機関の連携を強化し、地域における身近な相談体制の整備を図るとともに、相談員の資質向上のため、専門研修、合同研修の充実を図ります。

【指標】※ 設定指標の有無について県警警務課に照会中。

No.	指標名	現況値	目標値(H32年度)
26-2	<新規指標> (立直り(社会復帰)に関する新しい指標)	H?年 ?件 [単年累計?]	?件以下 [単年累計?]

1

2

3 (3) 薬物乱用の防止・啓発

4

5 【現状・課題】

6 青少年におけるシンナー等の薬物乱用は大きく減少していますが、依然、覚せい剤の乱用事
7 件が発生するとともに、近年では大麻、MDMA等の合成麻薬及び合法などと称した「違法ド
8 ラッグ（ハーブ）」の汚染が懸念されており、予断を許さない状況にあります。

9

10 【施策の方向】

11 青少年の薬物事犯は、その原因の多くが、薬物に対する正しい知識が不十分で、薬物乱用が
12 もたらす身体的、精神的な恐ろしさを知らないことによるものです。

13 青少年が興味本位で薬物等に手を出すことのないよう、薬物乱用の危険性・有害性について
14 の正しい知識を身につけられるよう薬物乱用等の防止・啓発に努めます。

15

16 【推進する取組】

17 ▽薬物乱用防止のための啓発・指導

- 18 ・安易な動機で薬物乱用に陥ることのないよう、薬物乱用の危険性・有害性を十分に認識
19 させるため、予防啓発活動を推進します。
- 20 ・薬物乱用防止教室の開催など、中学生を中心に、小学生（高学年）から大学生の幅広い
21 年齢層に対して薬物乱用防止教育の充実を図ります。
- 22 ・薬物乱用者の社会復帰のための相談体制及び家族への支援の充実を図ります。

23

24 【指標】

No.	指標名	現況値	目標値(H32年度)
27	「薬物乱用防止教室」の受講率 (中学生対象)	H23年度 22.7%	30.0%

○ 青少年の健全な育成を推進するための社会環境の整備
(基本目標Ⅲ)

1 子どもをはぐくむ家庭づくりと大人の意識改革

(1) 子どもの成長を支える家庭づくり

【現状・課題】

子どもの問題行動の増加や低年齢化、児童虐待等の相談件数の増加の背景として、家庭の教育力の低下が指摘されています。また、核家族化が進む中、しつけや子育てに不安を感じ、自信が持てないという保護者も少なくありません。このような現状を踏まえ、平成18年12月に改正された教育基本法において、家庭教育に関する保護者の努めや、家庭の自主性を尊重しつつ、行政の家庭教育への支援という考え方を取り入れられました。

【施策の方向】

家庭教育は、子どもが基本的な生活習慣や善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上での基盤となるものです。

このような家庭教育の持つ重要な役割を踏まえながら、家庭に対する支援の充実に努めるとともに、学校や地域の力を活用した子育て家庭への支援を推進します。

また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するなど、子どもとのふれあいを図りやすい環境づくりを進めます。

【推進する取組】

▽家庭教育の重要性の啓発

- ・親子のコミュニケーションづくり、子どもの心身の発達やしつけ、性に関する教育、情報活用能力、就労などについての学習機会を充実します。
- ・毎月第三日曜日の「家庭の日」の啓発活動を推進するとともに、親子によるさまざまな体験活動等の機会を充実させます。
- ・家庭教育の自主性を尊重しつつ、子育てに関する学習の機会や情報の提供、子育てに関する相談体制の整備などの取組を推進するとともに、親支援のネットワークづくりを促進し、家庭における教育を支援します。

▽地域による子育て家庭への支援

- ・高齢者をはじめとした、地域の住民による子育て支援の取組を支援します。
- ・中央児童相談所において、子育ての不安や悩み等さまざまな児童問題に関する相談を電話や電子メールで受け付け、適切な助言を行います。
- ・悩み電話相談窓口を設置し、教育、学校生活、家庭生活に関連した不安や悩みについて、電話相談を実施します。

1
2

3 ヴ仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- 4 ·仕事と生活の調和のとれた環境づくりのため、「ワーク・ライフ・バランスアドバイザー」
5 を企業に派遣するとともに、取組の優れた企業を表彰するなどにより、企業や社会全体
6 に対する啓発を推進します。
- 7 ·放課後児童クラブの拡充やファミリー・サポート・センター¹⁹の普及、啓発等により、
8 子育てと仕事の両立を支援します。
- 9 ·育児休業制度について、パンフレットやホームページ等を活用して一層定着するよう周
10 知を図るとともに、育児休業取得者に対し、生活安定に必要な資金を低利で融資します。

11 ヴひとり親家庭への支援

- 12 ·ひとり親家庭においても安心して子育てができるよう、経済的支援、就業支援、生活支
13 援等による総合的な自立支援を進めます。

14
15

16 【指 標】

No.	指 標 名	現 況 値	目標値 (H32 年度)
28	県内各地で実施された家庭教育事業の数※※	H23 年度 763 事業	増加を目指す
29	「福島県次世代育成支援企業」の認証数 ²⁰	H23 年度 412 社 [多年累計]	604 社以上 [多年累計]
30	年次有給休暇の取得率	H23 年度 47.8 %	50.0% 以上
31	「放課後児童クラブ」の設置数 [新総計の指標 No. 13]	H23 年度 328 カ所	(H26 年度) 362 カ所以上
32	「ファミリー・サポート・センター」の設置数	H23 年度 26 カ所 [多年累計]	30 カ所 [多年累計]

※※ 「教育計画」独自設定指標であり、現在「新目標値」の設定作業中。

※「新総計の指標」は、「<新>福島県総合計画 (H25.4.1 改定版)」で採用予定の指標であり、現況値及び目標値は同値。

¹⁹ ファミリー・サポート・センター：子どもの育児等の援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）とが会員となり、地域の中で会員同士がお互いに助け合う活動を支援する組織で、保育施設などでは対応できない子育て（保育所・幼稚園・小学校への子どもの送り迎えなど）を、一時的または補助的に手助けするものです。

²⁰ : 仕事と育児の両立支援に積極的に取り組む中小企業や、仕事と生活のバランスが取れる働きやすい職場環境づくりに向けて、総合的な取組みを行っている企業を県が認証する制度です。

(2) 子どもを育てる大人の意識改革

【現状・課題】

「子どもは社会を映す鏡」といわれるよう、成長の過程にある青少年は周囲の大人や社会環境などの影響を受けやすいものです。青少年の健全育成に関する問題は、大人社会の問題でもあることを一人ひとりの大人が認識することが大切です。

【施策の方向】

青少年が健やかに育つためには、親をはじめ地域の大人が自らの生き方を見つめ直し、青少年を地域で守り育てることは「大人の責任」であることを広く認識し、実際の行動に結び付けてもらうことが大切です。

このため、「大人が変われば、子どもも変わる運動」を支援するなど、地域の大人的意識改革、啓発活動を推進します。

【推進する取組】

▽ 「大人が変われば、子どもも変わる運動」等の推進

- ・青少年育成県民会議等と連携し、「大人が変われば、子どもも変わる運動」を推進とともに、あいさつや声かけ運動など、青少年を温かく見守る地域の取組を促進します。
- ・地域や職場における青少年育成に関する問題をテーマにした研修会に講師を派遣し、地域で青少年を育成する機運を醸成するとともに、青少年育成のための実践的な活動や取組を支援します。

【指標】

No.	指標名	現況値	目標値(H32年度)
青3	「大人への応援講座」の受講者数	H23年度 3,580人 [単年累計]	39,000人以上 [H23から多年累計]

1
2
3
4
5
6

2 青少年を育成する地域力の強化

7

（1）地域力を生かした青少年の育成

8

【現状・課題】

9 教育は、単に学校だけではなく、家庭、地域社会が、それぞれ適切な役割分担を果たしつつ、
相互に連携して行われることが重要であるとされています。

10 しかし、社会の進展や価値観・ライフスタイルの多様化に伴い、核家族や共働き世帯等が増加する
11 とともに、地域社会においては、人々の集う機会が少なくなり、人間関係が希薄になってきています。

12 このような中で、親は孤立し、育児や子育てに対する不安や負担感などが増大しています。

13 青少年の健全育成を推進するためには、NPO法人等との連携を進め、地域全体で青少年を
14 はぐくむことが必要となっています。

15 また、企業等においては、社員が子どもの学校行事や地域活動に参加しやすい職場環境をつくるなど、仕事と生活のバランスのとれた働き方の実現が求められるとともに、企業施設の地域への開放や住民活動への参加、支援等、青少年を育成する取組への積極的な貢献が期待されます。

16

【施策の方向】

20 青少年が心身ともに健全に育つためには、保護者や教師だけでなく、地域の人々との適切な
21 関わり合いが欠かせません。青少年が地域でのさまざまな体験活動や交流の中で、豊かな社会性を身につけつつ成長していくことができるよう、人材活用や環境整備を推進します。

23 また、青少年を育成する「地域力」を高めるためには、NPO法人等による地域づくりや企
24 業等による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進などが不可欠であり、この
25 ような取組について支援をしていきます。

26

【推進する取組】

▽家庭・学校・地域の連携

- 29 校教育において、保護者や地域住民等、豊富な体験を持ち、さまざまな活動を行って
30 いる身近な大人の参加を図ります。
- 31 P T A活動など、学校と家庭の連携によるさまざまな取組を促進します。
- 32 地域の人々によるボランティア活動等の協力のもと、地域全体で学校教育を支援する体
33 制づくりを促進し、教員や地域の大人が子どもと向き合う時間を確保するとともに、地
34 域の人々が自らの学習成果を活かす場が広がることを促進します。
- 35 「ふくしま教育の日」を含む「ふくしま教育週間」を中心として、日常の様子や子どもた
36 ち、教職員の姿を地域住民に見てもらう「学校へ行こう運動」を進めます。

▽N P O法人や企業との連携

- 38 子育てサークルに関する情報提供やネットワーク化の促進等による機能強化を図るなど
39 により、子育て支援団体等による子育て家庭への支援の充実を図ります。
- 40 青少年育成に関わるN P O法人・民間団体等の情報を収集・提供するなどにより、連携
41 して青少年育成活動に取り組めるよう支援します。
- 42 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を促進し、子育てに配慮した働き方や
43 職場における子育て支援を普及するため、企業における柔軟な勤務形態や働き方の見直
44 しについて啓発を行うとともに、子育て支援に積極的な企業を支援します。

【指 標】

No.	指 標 名	現 況 値	目標値 (H32 年度)
意 2	地域住民やNPOなどによる地域づくり活動に積極的に参加していると回答した県民の割合(支援を含む) 【県政世論調査／意識調査項目】 [新総計の指標]	H23 年度 (H24 値未判明) 15.4 %	上昇を目指す
33	NPOやボランティアと県との協働事業数 [新総計の指標 No. 23]	H24 年度 (H23 年度) 59 事業 (60 事業) [多年累計]	125 事業以上 [多年累計]
34	「福島県次世代育成支援企業」の認証数 ²¹ (No. 29 の再掲)	H23 年度 412 社 [多年累計]	604 社以上 [多年累計]

※「新総計の指標」は、「<新>福島県総合計画 (H25.4.1 改定版)」で採用予定の指標であり、現況値及び目標値は同値。

²¹: 仕事と育児の両立支援に積極的に取り組む中小企業や、仕事と生活のバランスが取れる働きやすい職場環境づくりに向けて、総合的な取組みを行っている企業を県が認証する制度です。

1 2 (2) 地域コミュニティづくり 3

4 【現状・課題】 5

6 登下校時の児童生徒を狙った犯罪などへの心配から、放課後等において安全に活動できる場
7 の確保が求められており、このような場として、児童館・公民館や放課後子ども教室・放課後
8 児童クラブなどが関係機関・団体、N P O法人等の連携・協力により提供されています。

9 また、伝統芸能の継承など地域の文化活動は、青少年の居場所づくりや地域コミュニティの
10 形成に寄与しています。

11 このような地域における居場所については、中・高校生等においても必要性が高まっています。

12 【施策の方向】 13

14 青少年を地域社会の中で心豊かに、健やかにはぐくむためには、家庭、学校、地域が一体と
15 なって守り育てていくことが重要です。地域の力を結集し、青少年と地域住民との交流の基盤
16 となる地域コミュニティづくりを進めます。

17 【推進する取組】 18

▽青少年のための居場所づくり

- 19 放課後子ども教室や放課後児童クラブの設置を支援し、放課後における子どもの健全育
20 成と安全で健やかな居場所づくりを推進します。
- 21 青少年が気軽に立ち寄ることができ、勉強や話し合いをしたり、悩み事を聞いてもらっ
22 たりすることのできる地域の居場所が拡充されるよう市町村やN P O法人等と連携を強
23 化します。
- 24 青少年や家族が親しめる都市公園や緑地等の整備を進めるとともに、生物の良好な生息・
25 生育環境に配慮した自然豊かな川づくりをすすめ、青少年が自然を体験し、学ぶことが
26 できる河川空間の整備を進めます。
- 27 青少年の居場所、活動の場の一つとして、子どもから高齢者まで幅広い年齢層を対象と
28 する総合型地域スポーツクラブ²²の設立・育成・定着を支援します。
- 29 大学生等の若者の力を活用して、過疎・中山間地域にある集落の活性化を図ります。

30 ▽地域コミュニティづくり

- 31 子育て親子の交流等を促進する地域子育て支援拠点の設置を推進し、子育て等に関する
32 相談、援助や地域の子育て関連情報の提供等、親の子育てへの負担感の緩和を図るとともに、子育ての楽しさ、喜びを感じるような環境を整備します。
- 33 地域住民の学習やスポーツ活動などのために活用できるよう、学校の実態に応じた開放
34 を進めます。
- 35 地域づくり総合支援事業などを通じ、民間団体等が行うコミュニティ再生のための取組
36 を支援します。

37
38
²² 総合型地域スポーツクラブ：身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、①子どもから高齢者まで（多世代）、②様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、③初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブをいいます。

- ・地域一体となって青少年育成に取り組む実践事例等の情報を収集・提供するとともに、優良事例の表彰を行います。

I
2
3
4
5
6
7

【指 標】

No.	指 標 名	現 況 値	目標値 (H32 年度)
35	「放課後児童クラブ」の設置数 (No. 31 の再掲) [新総計の指標 No. 13]	H23 年度 328 カ所	(H26 年度) 362 カ所以上
36	地域子育て支援拠点（センター型・ひろば型・児童館型）施設数	H23 年度 75 カ所 [多年累計]	95 カ所以上 [多年累計]
意 3	<現／総計>子どもたちが健やかに育つ環境が整っている地域に住んでいると回答した県民の割合 ↓同旨調査項目へ変更 <新／総計>福島県で子育てを行いたいと回答した県民の割合 【県政世論調査／意識調査項目】 [新総計の指標]	H21 年度 (H24 値未判明) 64.2 %	上昇を目指す

※「新総計の指標」は、「<新>福島県総合計画 (H25.4.1 改定版)」で採用予定の指標であり、現況値及び目標値は同値。

1
2

3 (3) 地域の青少年指導者や青少年育成団体活動の推進 4

5 【現状・課題】 6

7 青少年の健全育成活動においては、地域の青少年指導者や青少年育成団体等、民間のボラン
ティアがとても重要な役割を果たしてきました。

8 今日、青少年を取り巻く社会環境をはじめ、青少年自身の関心事や興味のある事柄にも変化
9 が見られており、このような中で、青少年健全育成活動をさらに活発化させていくためには、
10 個々の活動内容を見直し、現在の青少年のニーズに合ったものにしていくとともに、活動情報
11 の交換や協力体制の整備など、相互の連携を深めていくことが重要となっています。
12

13 【施策の方向】 14

15 青少年育成県民会議や青少年団体連絡協議会等との連携により、さまざまな活動に取り組む
16 地域の団体やN P O 法人等についての情報を共有化し、各団体等が連携して青少年育成に取り
17 組む活動を広げるとともに、研修などを通じた指導者の育成に取り組みます。

18 【推進する取組】 19

▽青少年育成団体活動の活性化

- 20 地域に根ざした活動を行う青少年育成団体の活動を支援します。
- 21 青少年育成団体の活動内容について、情報収集し、ホームページ等で提供するなど活動
22 の活性化を支援します。

▽青少年活動指導者の育成

- 23 関係団体等と連携し、青少年活動を企画運営する指導者とその活動を支える青年リーダ
24 ーの資質向上に努めます。
25

26 【指 標】 27

No.	指 標 名	現 况 値	目標値 (H32 年度)
青 4	「青少年育成活動推進指導者等研修会」への参加者数	H23 年度 2,526 人 [多年累計]	3,300 人以上 [多年累計]

(4) 県民運動の推進

【現状・課題】

青少年の健全育成の推進にとって、地域の力がますます重要となっている現在、その原動力として県民と一緒に取り組む県民運動を充実、活性化していく必要があります。

【施策の方向】

青少年育成県民会議や市町村民会議との連携強化を図るとともに、新“うつくしま、ふくしま。”県民運動、子育て支援を進める県民運動、食育運動など、関連する運動との連携を進めることにより、重層的な県民運動の推進を図ります。

【推進する取組】

▽青少年育成県民運動の推進

- ・青少年育成県民会議や市町村民会議、学校、N P O 法人などの関係団体との連携を強化するとともに、「家庭の日」、「食育運動」、「ダメ・ゼッタイ運動」、「交通安全」、「有害環境の浄化」などの関連する運動や取組との連携協力を進めるなど、県民参加による運動の推進を図ります。

【指 標】

No.	指 標 名	現 況 値	目標値 (H32 年度)
青 9 新	「青少年健全育成 県民総ぐるみ運動」への参加者数	H24 年度 200 人 [単年累計]	1,000 人以上 [H24 から多年累計]

3 社会環境の健全化

(1) 有害環境の浄化活動の推進

【現状・課題】

近年、青少年を取り巻く社会環境は急速に悪化しており、青少年の健全な育成において有害な図書類、映像・ゲームソフトや、個室性の高い店舗などは、しばしば非行や問題行動の誘因ともなっています。

また、インターネット上の過激な性や暴力に関する情報などにより、青少年が犯罪被害に巻き込まれたり、時には加害者として事件を起こしてしまう場合も見受けられます。

【施策の方向】

青少年を取り巻く社会環境は発達途上にある青少年の人格形成に強い影響を及ぼすことから、県青少年健全育成条例の適正な運用のもと、有害図書類の販売等や深夜はいかいなど青少年の健全な育成を阻害する行為を規制するとともに、携帯電話等の利用におけるフィルタリング²³の普及啓発など、青少年の安全・安心なインターネット利用に向けた取組を進めます。

また、こうした問題について、社会全体が認識し、健全な社会環境づくりに責任を持って取り組んで行けるよう関係機関・団体、業界等と連携を図り啓発広報を展開していきます。

【推進する取組】

▽県青少年健全育成条例の適正な運用

- 有害図書等に関する規制、わいせつな行為の禁止、深夜外出の制限など青少年の健全な育成を阻害する行為を規制するとともに、インターネット利用環境の整備などを定める県青少年健全育成条例の適正な運用・普及啓発に努めます。
- 関係機関・団体・業界等と連携を図りながら青少年を取り巻く有害な社会環境の浄化意識の啓発や浄化活動を促進するとともに、業界の自主規制などの取組を支援します。

△インターネット上の有害情報対策

- インターネットの有害情報から青少年を守るため、関係機関・団体等と連携協力し、広報啓発活動を推進します。

【指標】

No.	指標名	現況値	目標値(H32年度)
青5	有害図書類の区分陳列及び適正表示の実施率 ²⁴	H22年度 (直近判明値) 87.1 %	100 %

²³ フィルタリング（P 5参照）

²⁴ 有害図書類の区分陳列及び適正表示の実施率：書店等の図書類販売業者における福島県青少年健全育成条例に定める有害図書類の区分陳列及び適正表示の実施率であり、数値は毎年行う社会環境実態調査（抽出調査）の結果によります。

(2) 子どもの安全の確保

【現状・課題】

都市化や過疎化などが進行する中、地域コミュニティの連帯感が希薄となり、地域の防犯力が低下することが心配されています。

特に、子どもは、交通事故や連れ去りなどの被害に遭いやすいとともに、登下校時や身近な生活の場において、重大な事件・事故に巻き込まれることも少なくありません。

このような中、本県では、平成21年4月から安全で安心な県づくりの推進に関する条例を施行し、一人ひとりが地域社会の構成員として連携・協力し、安全な地域づくりに取り組むことを推進しています。

【施策の方向】

「自らの安全は自ら守る 地域の安全は地域で守る」という認識のもと、県民一人ひとりの防犯や交通安全に対する意識の高揚を図るとともに、事故や犯罪被害に巻き込まれやすい子どもや女性に対しては、自衛のための知識や対応などの指導や広報に努めます。

また、地域の安全確保のため、関係機関・団体やボランティア等と連携協力しながら、地域での防犯訓練、防犯パトロール、交通安全保護・誘導活動などの自主的な活動を支援します。

【推進する取組】

▽地域防犯活動の推進

- ・地域の安全ボランティア等と連携しながら、小・中学校における児童生徒の登下校時の安全確保を促進します。
- ・学校等と連携し、子どもの事故防止、被害防止に関する知識や対応等の指導を行うなど、子どもの自己防衛能力の向上と地域全体の防犯意識の高揚を図ります。

▽交通安全の推進

- ・地域の交通ボランティア等と連携しながら、通学路等における交通安全の確保を推進します。
- ・青少年の交通事故を防止するため、学校、地域等における交通安全に関する教育や広報・啓発を推進するとともに、児童生徒をはじめすべての人が安全に通行できる交通環境を整備します。

▽被害少年等に対する支援

- ・被害少年や親に対する保護支援を行うため、カウンセリングの実施など、少年サポートセンター等を中心とした関係機関の活動の充実、強化、連携を図ります。
- ・犯罪被害に関する刑事手続や法的救済制度の内容などについての情報提供を図ります。
- ・民間団体、行政、司法機関、教育機関、各種法人等により、被害者等支援連絡協議会を設置し、相互に連携、情報交換等を行いながら、犯罪等により被害を受けた青少年に対する支援を進めます。

【指 標】

No.	指 標 名	現 況 値	目標値 (H32 年度)
37	犯罪発生件数（刑法犯認知件数） (No. 26 の再掲) [新総計の指標 No. 116]	H23 年 16,179 件 [単年累計]	減少を目指す (基準年に対して)
38	すべての人が安心して通れるよう に配慮して整備された歩道の延長 [新総計の指標 No. 150]	H23 年度 567 km [多年累計]	690 km以上 [多年累計]
39	スクールガード ²⁵ の人数(公立 小・ 中学校 1 校あたりの平均人数)※※	H21 年度 88.0 人 (直近判明値)	増加を目指す
40	子どもの交通事故死傷者数 [新総計の指標 No. 118 (→大人を含む) 関連]	H23 年 663 人	継続的な減少を 目指す

※※ 「「教育計画」独自設定指標」であり、現在「新目標値」の設定作業中。

※「新総計の指標」は、「<新>福島県総合計画 (H25.4.1 改定版)」で採用予定の指標であり、現況値及び目標値は同値。

²⁵ スクールガード：児童生徒の登下校時の見守りや通学路の危険箇所の巡回監視を行う地域のボランティアです。

第4章 プランの実現に向けて

1 県の推進体制

- (1) 知事を本部長とする福島県青少年健全育成推進本部において、部局間相互の調整を図り、青少年健全育成施策の取組を総合的に推進します。
- (2) 福島県青少年健全育成審議会の調査・審議等を通して、専門的な意見・提言を施策に反映するよう努めます。
- (3) 青少年の実態や青少年に関する県民の方々の意識やニーズを的確にとらえ、施策に反映するよう努めます。

2 プランの普及

県ホームページをはじめ各種の広報手段により、本プランの内容について県民の方々に説明するとともに、各種会議等の機会をとらえて関係機関に説明するなど、その周知を図り、全県民を挙げた青少年の健全な育成を推進します。

3 プランの進行管理等

本プランが具体的かつ効果的に実行されるよう、次のことに取り組みます。

- (1) 施策の達成状況について、毎年度、「指標」により点検・評価します。
 - (2) プランの各基本方策に対応した各部局の施策・事業について、毎年度把握し、事業計画として公表します。
- また、進行管理の結果について、わかりやすく公表し、その実績を検証しながら、より効果的な施策・事業の実施に努めます。
- (3) 各地域における具体的な連携体制やプランの各基本方策に応じた実際の活動事例などに関する情報を収集し、関係機関・団体に提供します。
 - (4) 社会環境の変化が顕著な場合には、計画期間の途中においても取組の変更・追加を行い、柔軟に対応できるようにします。

4 地域全体での取組

- (1) 県、市町村、家庭、学校、職場及び関係機関・団体などが力を合わせ、それぞれの役割を十分に發揮することにより、青少年の健全な育成に地域総ぐるみで取り組みます。
- (2) 青少年育成活動を行う各種団体や組織体を支援するとともに、各地域のさまざまな団体や個人の青少年育成活動への参加を促進します。

5 市町村との連携

- (1) 住民の最も身近にあって住民に直結する施策を展開している市町村との間で情報交換を密にし、相互協力・連携のもとに各種の施策を強力に推進していきます。
- (2) そのために、青少年育成指導者の研修会などを通して、各市町村の青少年行政担当者と共に理解と認識を図り、県と市町村の協働推進体制を強化します。

1 6 県民運動の展開

- 2 (1) 福島県青少年健全育成推進本部を中心に、県、市町村、家庭、学校、職場及び関係機関・
3 団体などが力を合わせ、それぞれの役割を十分發揮することにより、青少年の健全な育成
4 を推進する各種の県民運動を活発に実施します。
- 5 (2) そのために、福島県青少年育成県民会議や各市町村の青少年育成市町村民会議の活動を
6 支援・促進するとともに、N P O 法人などの関係団体との関わり合いを強化します。

7 ※ 「福島県青少年育成県民会議」とは

8 明日の福島県を担う青少年の健全な育成を図る県民運動を推進することを目的に、昭和
9 41年に設置された青少年育成県民運動の推進母体のことです。

10 「大人が変われば、子どもも変わる県民運動」や「地域の子どもは、地域で見守り育てる
11 運動」及び「社会環境浄化活動」（「携帯電話・インターネットの被害から子どもを守る
12 運動」ほか）などを推進しています。

13 ※ 「青少年育成市町村民会議」とは

14 青少年の非行防止と健全育成の取組においては、各地域社会の中で青少年とともに日常的な活動を展開することが重要であることから、各市町村単位で設置されている、各地域における青少年健全育成に係る住民運動の推進母体のことです。

15 平成9年度までに県内すべての市町村に設置されており、この組織を中心として各地域に根ざした青少年の非行防止・健全育成活動が行われています。

16 県や青少年育成県民会議が推進する青少年育成県民運動においても、大きな役割を果たしています。

24 7 県民一人ひとりの取組

25 県民の方々一人ひとりが、青少年の健全な育成に強い関心を持ち、青少年を地域全体で力
26 を合わせて健やかにはぐくむことができる気運づくりを積極的に推進していきます。